

官報号外 平成二十年四月八日

○第二百六十九回

衆議院会議録 第十八号

平成二十年四月八日

平成二十年四月八日(火曜日)

議事日程 第九号

平成二十年四月八日

午後一時開議

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案(内閣提出)

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(河野洋平君) 日程第一、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○本日の会議に付した案件
日程第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律案(内閣提出)
第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案(内閣提出)
第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 戦没者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律案(内閣提出)
第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案(内閣提出)
第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案(内閣提出)
第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案(内閣提出)

○下村博文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、刑事被告事件の手続への参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であつても被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

日程第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十年四月八日 衆議院会議録第十八号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律案(内閣提出)

案 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本件は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月一日鳩山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、四日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

ものとし、その報酬及び費用については国が負担するものとしております。

第二に、日本司法支援センターは、被害者参加弁護士の候補を指名して裁判所に通知する業務、この通知に基づき裁判所により被害者参加弁護士に選定された弁護士に国選被害者参加弁護士の業務を取り扱わせる業務等を行うものとしております。

に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、日程第三、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長茂木敏充君。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

官報(号外)

○茂木敏充君登壇

○茂木敏充君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の父母等に対し、平成二十年度から額面百万円、五年償還の国債を特別給付金として支給しようとするものであります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、これらの離職者

に対する臨時措置の有効期限をそれぞれ五年延長しようとするものであります。

両案は、去る四月一日日本委員会に付託され、翌二日舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日に質疑を行い、質疑終局後、まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法改正案について、自由民主党及び公明党より修正案が提出され、修正案の趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。次いで、駐留軍関係離職者及び漁業離職者等に関する臨時措置法改正案について、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。

日程第二の委員長の報告は修正、日程第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣舛添要一君。

〔國務大臣舛添要一君登壇〕

○國務大臣(舛添要一君) ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

介護保険制度は、介護サービスの利用者数、事業者数ともに大幅に増加するなど、国民の間に広く定着しておりますが、その一方で、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生しております。このため、このようないくつかの不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制のあり方について見直しを行なうこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護サービス事業者における法令遵守等を徹底するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるとともに、厚生労働大臣等に対し、適正な業務管理体制の整備のための勧告権及び命令権を創設することとしております。

第二に、不正行為への組織的な関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣等に対し、介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権を創設することとしております。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。松野博一君。

〔松野博一君登壇〕

○松野博一君 登壇

○松野博一君 自由民主党の松野博一です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

介護保険制度は、平成十二年四月に制度が発足

サービス事業者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整等の便宜の提供を義務づけることとしております。

以上のほか、介護サービス事業者の指定及び新に係る欠格事由として、新たに、監査中に休廃止の届け出をした事業者及び同一法人グループ内の密接な関係を有する者が指定取り消しを受けた事業者を追加するとともに、指定等の取り消し処分を受けた事業者に関し、その処分の理由となつた事実等を考慮して指定及び更新をすることが相当と認められるときは、都道府県知事等は、介護サービス事業者の指定及び更新をすることとする等の所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。(拍手)

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。松野博一君。

〔松野博一君登壇〕

○松野博一君 登壇

○松野博一君 自由民主党の松野博一です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

介護保険制度は、平成十二年四月に制度が発足

官 報 (号外)

し、かれこれ八年が経過しました。その間、介護サービスの受給者数は、制度発足当時の百四十九万人から三百五十六万人へと二・四倍に、介護保険の総費用も、制度発足当時の三・六兆円から七・四兆円へとおよそ二倍になるなど、国民の間で広く定着しているところであります。

そうした中で、さらなる高齢化が進行し、要介護、要支援高齢者の増加など介護ニーズはますます増大すると言われております。また、核家族化の進展、介護する家族の高齢化など、要介護、要支援高齢者をめぐる環境も変化すると見込まれます。

介護保険制度は、利用されている要介護の方々だけでなく、その御家族の生活も支える制度であります。今後、高齢化社会にあって、国民生活を支える介護保険制度の重要性が高まることは言うまでもなく、何よりも将来にわたつて国民から信頼される制度でなければなりません。

一方で、昨年発生した株式会社コムスンの不正事案は、大手介護サービス事業者でありながら、複数の事業所で、必要な人員を確保していないにもかかわらず確保しているかのように偽り、不正な手段により指定を受け、さらには処分逃れを行うなど、大変悪質な事案がありました。これまでコムスンを信頼してサービスを受けていた利用者や、また、社会に大きな影響を与えた、国民の介護保険制度に対する信頼を失墜させるような行為であつたと言つても過言ではありません。

コムスンは、悪質な不正行為を行つた事業者について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。コムスンは、厚生労働大臣にお伺いをいたしましたが、この結果、介護保険制度から当然排除されるべき事業者であったかと考えます。

一方で、コムスンに対する厚生労働省の処分に伴い、コムスンを含めたグッドウイル・グループは介護事業から撤退することを表明したため、約八万人の利用者のサービスと約二万人の従業員の雇用をいかに確保するかが大きな課題となりました。

コムスンの事業移行については、昨年十二月に円滑に事業移行が行われたと聞いており、胸をなでおろしているところであります。一般的に言って、介護保険制度は公的な制度であるため、介護サービス事業所の事業移行に際しては、利用者のサービス確保、従業員の雇用確保のみならず、移行先の選定過程の透明性など、さまざまな要素を踏まえて対応する必要があると考えますが、コムスンの事業移行の経緯について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

コムスンのような不正行為の再発を防止するためには、介護サービス事業者における法令遵守を徹底する必要があります。介護保険制度は、要介護、要支援の高齢者を対象とするサービスであり、また、財源は国民から集めた保険料及び公費によって賄われるなど、公共性の高い制度であります。その提供主体である介護サービス事業者が法令を遵守することは当然のことですが、それが大手の事業者で守られていなかつたのはまさに残念なりません。

コムスンの不正事案を受けて、介護サービス事業者の法令遵守の徹底を図るために、その考え方及び内容について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

今までなく、介護サービスを支えるのは現状であります。このことから、その考え方及び内容について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

もう一つ、介護現場の話題です。

場で働く従事者の方々ですが、現在、介護現場の最も大きく、切実な問題は、いかに労働環境を整え、将来にわたつて安定的に労働者を確保していくかということであります。介護現場で経験を積み、これから現場のリーダーとして活躍を期待される年代の方々が、待遇等の労働環境が整っていないため、不本意ながら職を離れるを得ないという方が多くいらっしゃいます。介護現場の話を聞くと、労働者からは、仕事の内容の割に賃金水準等の社会的評価が低い、現在の賃金水準では、将来、世帯の生計を支えることができないと

の声が、また事業者からは、経営が厳しく、人材確保、育成が困難との声が聞こえています。介護現場で働く従事者の方々が、介護の仕事を誇りが持て、適正な労働環境のもと仕事を専念でいる状況をつくり上げていくことが急務であります。介護労働者の人材確保のためにどのように取り組んでいくのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されたもので、国民の信頼の上に成り立つているものであります。こうした観点から、介護サービス事業者の不正事案の再発防止と、介護事業運営の適正化及び介護労働者の人材確保は極めて重要な問題であります。政府の努力を強く期待して、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣舛添要一君登壇〕

○國務大臣(舛添要一君) 松野議員から、コムスン問題の経緯と問題が発生した背景についてお尋ねがございました。

コムスンにつきましては、昨年四月以降に行わ

れた全国的な監査等により、複数の介護サービス事業所で不正な手段による指定申請を行つたことが確認されました。されども取り消し処分前に事業所の廃止届が提出され、結果的に取り消し処分がなされたものであります。

このため、厚生労働省としては、不正な手段による指定申請行為は処分逃れをして「不正又は著しく不当な行為」に該当することから、コムスンの事業所について新規指定、更新をしないよう、昨年六月に都道府県等に通知したものであります。コムスンの不正事案の背景には、企業における法令遵守が徹底されていないことなどが原因であるものと考えております。

次に、コムスンの事業移行についてお尋ねがございました。

昨年六月、コムスンに対して、指定の更新時期までのサービス提供の継続と利用者の円滑な移行のための計画の作成等を指示いたしました。昨年七月、コムスンから事業移行計画が提出され、全国四十八法人への事業譲渡等が示され、それに基づき事業移行が進められたものであります。事業移行につきましては、昨年十二月一日までに譲渡先法人に事業譲渡が行われ、都道府県等による指定も行われ、円滑に事業移行が完了したと考えております。

厚生労働省といいたしましては、今後とも、関係

自治体と連携しながら、事業を承継した法人において確実なサービス提供が行われるよう、指導等に努めてまいります。

次に、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関するお尋ねがございました。

本法案では、指定取り消し事案などの不正行為を未然に防止し、介護事業運営の適正化を図る観点から、事業者の法令遵守等を確保する仕組みとして、新たに業務管理体制の整備を介護サービス事業者に義務づけ、事業者において法令遵守の自発的な取り組みを促進することといたしております。

具体的には、法令担当者の選任、自主的な監査の実施等を規模に応じて義務づけることを予定しております。

最後に、介護労働者の人材確保に関するお尋ねがございました。

介護労働者に関しては、ほかの産業と比較して、その離職率が高く、人材の確保が困難である実情はよく認識してございます。

このため、厚生労働省としては、昨年八月に介護・福祉分野における人材確保の基本指針を取りまとめたところであり、介護サービス事業者、関係団体、国及び地方公共団体が連携して質の高い人材の確保に努めるよう、総合的な取り組みを進めています。

また、平成二十年度予算においても人材確保を推進するための予算を盛り込んでいるところであり、これらを通じて将来にわたって安定的に人材を確保するとともに、介護サービスの仕事が魅力あるものとなるよう取り組んでまいります。以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 菊田真紀子君。

[菊田真紀子君登壇]

○菊田真紀子君 民主党の菊田真紀子でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)

本題に入る前に、どうしても舛添大臣にお聞きしたいことがあります。

昨年夏の参議院選挙で、政府・与党は、消えた年金問題について、今後一年間ですべての統合を完了させます、今後一年で未確認の年金記録五千万件の名寄せをすべて完了しますと国民に約束をしました。しかし、五千万件のうち、三月末までに記録回復できたものはたったの四百十七万件、全体の八%だけであります。

舛添大臣はもう十分謝罪したおつもりかもしませんが、公約違反を謝罪されてはおりません。この際、国民の皆様に対し、公約違反についてきちんと謝罪すべきではありませんか。

年金をめぐっては、ほかにも次から次へと問題が明らかになっています。昨日の参議院予算委員会の審議では、社会保険事務所の職員が事業主の厚生年金保険料を軽くするため、社員の報酬月額

を引き下げていた事例等が明らかになりました。国民はもううんざりしています。これまでの手法の問題を認めなければ、従来の対策がこれからも漫然と続くことになり、問題解決はさらに遠のきます。大臣の考えを伺います。

多くの人が正しい年金額をもらえていないのに、さらになると制度が今月から始まりました。今、全国のお年寄りは、これは長生きする現代のうば捨て山政策である後期高齢者医療制度に対し怒りを爆発させています。

このところ、原油高やさまざまな生活必需品が値上がりし、それでなくとも収入がない高齢者の生活は苦しいのに、有無を言わさず年金から保険料を天引きするとは一体どういうことでしようか。

私たち民主党は二年前の医療制度改革のときにも大反対しましたが、強行採決されてしましました。国民党の皆さん、これまで自民党を応援してきたけれども、次の選挙は考えるとの声が御地元で聞こえませんか。高齢者の福祉を大切にしてきたはずの公明党の皆さんには、どんな声が届いているのでしょうか。

自民党の皆さん、これまで自民党を応援してきたけれども、次の選挙は考えるとの声が御地元で聞こえませんか。高齢者の福祉を大切にしてきたはずの公明党の皆さんには、どんな声が届いているのでしょうか。

年齢で差別し、戦後の日本を支えてくれた高齢者の医療や生活を切り捨てる政策など、言語道断であり、民主党は改めて強く反対を表明します。

ここに来て、突然、福田総理は、この制度の名称を変更すると発表されました。その名も、長寿医療制度。福田総理のネーミングセンスを疑いますが、名称を変えればこの制度に対する高齢者の理解と協力を得られるとでもお考えなのでしょうか。これでは、二つの制度があるかのように誤解され、現場は大混乱します。本当の名前はどちらなのでしょうか。福田総理と舛添大臣、たつた二人しか使わないのではないでしょうか。

当分の間保険料の負担増を凍結してみたり、名称を変更してみたり、政府の小手先の対応には全く信念がなく、こそくで見え見えの選挙対策としか思えません。この際、私たち民主党初め野党四

党が共同で提出した後期高齢者制度廃止法案を素直に受け入れ、この制度を廃止することをお勧めしますが、舛添大臣の考えを伺います。

それでは、質問に入ります。

まず、介護保険制度の実情について大臣の認識を伺います。

私たち民主党は、介護保険は今危機的な状況にあるという厳しい認識を持っています。二〇〇五年の介護保険法改正により、介護予防という名をかりた厳しいサービス切り下げや利用者の自己負担などの問題が増大してきました。また、医療制度改革により療養病床の削減が急速に進んでおり、療養病床から退院を迫られる要介護者もふえています。その結果、介護の負担が重くのしかかり、家庭崩壊や殺人事件、孤独死も引き起こしています。

厚生労働省は、介護殺人、介護心中の実態を明らかにする統計をとっていないそうですが、こうした調査を行っている研究者によれば、介護が原因で六十歳以上の人人が被害に遭う殺人、心中事件は、一九九八年から二〇〇五年までに少なくとも二百五十八件発生し、介護保険制度開始を挟み、年間で二十件から四十件台で横ばい状態が続いているとの報告もあります。

一方、介護現場では、二〇〇三年と二〇〇六年の二度にわたる介護報酬の引き下げにより、介護従事者の賃金低下や人手不足がますます深刻化し、労働条件は悪化するばかりです。せっかく高い志を持って介護の勉強に励み介護施設や介護サービスの職についても、賃金が低くて生活できず、介護の仕事をやめざるを得ない労働者が後を絶ちません。

中央福祉人材センターの平成十七年度福祉分野の求人・求職動向によれば、介護職の求人の平均賃金は、高卒以上で月収約十五万八千円、大卒以上でも約十六万三千円、介護福祉士の資格を持つ

でいても約十六万六千円と報告されています。仕事が重労働でつらい割には賃金が低く、これではスーパーのレジ打ちの方がまだいいとの嘆きが多く聞かれます。

私の地元でも、特に若い男性は、世帯を支えることができないため、結婚を契機にやめる人が少なくありません。介護職員全体の離職率は、二〇〇五年の厚生労働省の調査で三二・六%と、全労働者の一七・五%に比べても大変高く、深刻です。

このように、介護職はワーキングプアと言われる低賃金、重労働、将来性がなく社会的評価が得られないという介護関係者の悲鳴をどのように受けとめておられるのか、大臣の認識をお聞かせください。

私は、介護保険法改正により、介護の社会化といふ当初の理念はむしろ大きく後退してしまったと指摘せざるを得ません。訪問介護では、家族が同居していることを理由に家事援助が断られるケースがふえました。介護予防では、利用者の自己決定やサービスの自己選択は困難になってしましました。また、介護施設やグループホームでは、食費、居住費の全額自己負担に伴って、低所得者の入居が難しくなっています。大臣は、二〇〇五年の介護保険法改正の影響をどのように評価しているのか、伺います。

次に、介護報酬の引き上げについて伺います。

今申し上げたように、介護の現場では働く魅力がなくなり、介護職員の確保は今後さらに難しくなることが想定されます。今後の高齢者数の推計から試算すると、必要な介護職員数は、二〇一四年で約百四十万人から百五十万人程度と予想さ

れ、労働者人口が減少する中で、現在より約三十万人程度の介護職員が必要となります。今求められているのは、介護職員に十分な賃金を払い、適正な事業運営が可能となるような介護報酬の引き上げを行うこと 것입니다。

民主党は、全国の介護関係者十五万人の署名を受けて、危機的な人手不足を開拓するため、ことし一月に、介護労働者の人材確保に関する特別措置法案、いわゆる介護人材確保法案を衆議院に提出いたしました。この法案では、賃金を高く設定している認定事業所に対して、緊急に介護報酬を三%上乗せし、職員の給与を月二万円程度引き上げるよう目指しています。介護報酬の引き上げ分における財源は一般財源を使うため、被保険者の保険料または利用者の自己負担の増額は発生しません。

今月三日、舛添大臣は、来年度の改定で介護報酬を引き上げるとの方針を表明したと各紙で報道されました。しかし、本当でしょうか。また、お得意のアドバルーンだけ上げて、後になつてトーンダウントン、結局は何もしないというこれまでのバターンにならないようにお願いしたいのですが、大臣の発言が本当であるならば、被保険者の保険料と利用者の自己負担を引き上げるおつもりなのでしょうか、お聞かせください。

また、民主党案のように、一般財源を入れて、これまでの連座制について不正行為への組織的、連座制の適用により、介護事業者を対象とした連座制の適用により、介護サービス利用者が大変混亂しました。今回の改正では、処分の連座制について不正行為への組織的、連座制の適用により、介護事業者を対象とした連座制の適用により、介護サービス利用者が大変混亂しました。この結果、記録が結びつく可能性がある方々へねんきん特別便をお送りすることになります。

これにつきましては、予定どおり、三月六日にコンピューター上で突き合わせが完了し、三月末までに千三十万人の方にねんきん特別便をお送りしたところであり、公約違反との御指摘は当たらぬと考えております。

人材確保法案を速やかに成立させ、緊急に介護報酬の引き上げの実施を求めますが、御賛同いただけるかどうか、厚生労働大臣に伺います。

今回の介護保険法等改正案は、介護事業者大手のコムスンが職員数を水増しして訪問介護事業所の指定を受け、介護報酬を不正に受給した事件の反省から、介護事業所による不正受給の防止を目指すものです。そもそも、コムスン等介護事業者の不正事件に関して、審査など具体的な手続は都道府県が行うことだから厚生労働省に責任はないのか、大臣に伺います。

また、コムスン事件の背景には、昨年の介護保険法改正で給付抑制が強まつたにもかかわらず、道府県が行うことだから厚生労働省に責任はないのか、大臣に伺います。

また、コムスン事件を見せしめとして、地域で本当に頑張っているほかの健全なサービス事業者へのさらなる規制強化や行政による無差別的締めつけにならないようにお願いしたいのですが、大臣の見解を伺います。

また、全国で利用者が六万人を超える大手介護事業者を対象とした連座制の適用により、介護サービス利用者が大変混亂しました。今回の中止は、まさにそれが原因で、政府としては、本年三月までに実施することをお約束したのは、五千万件の未統合記録と一億人の年金受給者や現役加入者の方々の記録をコンピューター上で突き合わせ、その結果、記録が結びつく可能性がある方々へねんきん特別便をお送りすることになります。

これにつきましては、予定どおり、三月六日にコンピューター上で突き合わせが完了し、三月末までに千三十万人の方にねんきん特別便をお送りしたところであり、公約違反との御指摘は当たらぬと考えております。

しかしながら、本年三月までに年金記録問題を全面的に解決するとの誤解を与えたことについては、改めておわびしなければなりません。

この問題につきましては、今後とも、残る記録の解明等に最後まで最大限の努力を傾注してまいります。

次に、長寿医療制度、後期高齢者医療制度についてお尋ねがございました。

高齢者の方々の生活を支える医療を提供し、これまで長年社会に貢献してこられた方々の医療を国民皆で支える仕組みをつくるものであります。この制度の創設は大きな制度改革であり、その趣旨や内容について高齢者の方々を初め国民の皆さん方に十分に御理解いただき、制度を円滑に実施していくことが必要であると考えております。

この制度の創設は大きな制度改革であり、その趣旨や内容について高齢者の方々を初め国民の皆さん方に十分に御理解いただき、制度を円滑に実施していくことが必要であると考えております。

この際、この制度を身近で親しみやすいものとするため、新たにこの制度の通称として長寿医療制度という名称を活用しつつ、関係省庁と連携しながら広報及び周知活動を進めていくことにしたのであり、こうした取り組みにより制度を円滑に実施してまいります。

次に、介護従事者の労働環境についてお尋ねがございました。

介護需要が増大していく中で、介護労働者については、賃金、労働時間、健康面の不安や不満が見られることや定着率が低いなどの実情にあることは、これは認識してございます。

このため、労働環境の改善のために、雇用管理の改善に向けた事業主の啓発、事業主への雇用管理に関する講習、教育訓練等を含む雇用管理に関する相談や情報提供、労働関係法令の遵守の徹底等に努めてきました。今後とも、介護労働者が安心してやりがいを持つて働き続けること

ができる環境づくりに取り組んでまいります。

平成十七年の介護保険制度改正につきましては、老後の安心を支える仕組みとして定着したものと評価しております。その一方で、介護保険の総費用は急速に増加しており、制度の持続可能性が課題となつてしたことから、平成十七年には、新予防給付の創設など予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設など新たなサービス体系の確立等を内容とする介護保険制度の改正を行つたところです。

この改正については、市町村を初めとした関係者の方々の御尽力により、地域ケアの中核機関である地域包括支援センターの整備が順調に進むなど、おおむね円滑に施行されているものと考えており、今後とも、制度が円滑に運営されるよう努めます。

次に、介護報酬についてお尋ねがございました。

介護労働者の労働環境の改善を図るため、介護サービスに係る事務負担の軽減などさまざまな施策を講じるほか、介護報酬につきましては、実施している賃金等介護労働者の実態や介護事業者の経営実態についての調査結果を詳細に把握精査した上で、国民が負担する介護保険料の水準にも留意しつつ、平成二十一年の改定時に適切な介護報酬の設定に努めています。

次に、介護報酬の引き上げについて、一般財源を投入すべきではないかとお尋ねがございました。介護報酬の引き上げ分を一般財源で賄い、公費負担割合を引き上げることについては、介護保険制度が共助のシステムである社会保険制度である

ことを踏まえれば、主たる財源は保険料とすべきであり、また、他の社会保険制度との均衡や、国及び地方の厳しい財政状況にかんがみれば、現行

より公費負担割合を引き上げることは困難であります。さらに、サービス利用者に応分の負担を求める観点から、一定の自己負担が必要だと考えております。

次に、民主党の介護人材確保法案に対する政府の見解についてお尋ねがございました。

介護労働力の人材確保に関する民主党提出法案につきましては、国会に提出されているところであります。

この改正においては、民主党政権は、社会保障の充実により、地域ケアの中核機関である地域包括支援センターの整備が順調に進むなど、おおむね円滑に施行されているものと考えており、今後とも、制度が円滑に運営されるよう努めます。

次に、介護報酬についてお尋ねがございました。

介護サービス事業者の不正事業について、厚生労働省のかかわり方についてお尋ねがございました。

介護サービス事業者の指定や指導監督については、都道府県及び市町村が自治事務として行うことでされており、厚生労働省は、自治体に対し必要な助言や指導を行っているところであります。

一方、指定取り消し事業の中には、不正行為を行つた悪質な介護サービス事業者を介護保険制度から排除するため、引き続き必要な仕組みであると考えております。

いわゆる連座制については、組織的な不正行為及びそれを受けての審議がなされると考えますが、政府としては、介護報酬の引き上げ分を一般財源で賄うことにつきましては、さきに申し上げましたような問題点があると考えております。

介護サービス事業者の不正事業について、厚生労働省のかかわり方についてお尋ねがございました。

こうした観点を踏まえ、新たな連座制の判断基準については、全国統一の運用ができるよう適切に定めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

ことを踏まえれば、主たる財源は保険料とすべきであり、また、他の社会保険制度との均衡や、国及び地方の厳しい財政状況にかんがみれば、現行より公費負担割合を引き上げることは困難であります。さらに、サービス利用者に応分の負担を求める観点から、一定の自己負担が必要だと考えております。

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、そのサービス提供を担っている介護サービス事業者が法令を遵守することは当然であります。

このため、今回新たに創設する業務管理体制の整備の義務づけについては、法令遵守を確保するため必要な規制と考えておりますが、その内容については、事業者の規模に応じたものとすることがあります。

次に、民主党の介護人材確保法案に対する政府の見解についてお尋ねがございました。

介護労働力の人材確保に関する民主党提出法案につきましては、国会に提出されているところであります。

この改正においては、民主党政権は、社会保障の充実により、地域ケアの中核機関である地域包括支援センターの整備が順調に進むなど、おおむね円滑に施行されているものと考えており、今後とも、制度が円滑に運営されるよう努めます。

いわゆる連座制の判断基準についてお尋ねがございました。

官報(号外)

			出席國務大臣	法務大臣 島山 邦夫君	外務委員	補欠	(議案付託)
			厚生労働大臣 夷添 要一君	小野 次郎君	永岡 桂子君	森本 哲生君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
			出席副大臣 厚生労働副大臣 西川 京子君	木村 隆秀君	飯島 夕雁君	川条 志嘉君	国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 国土交通委員会付託
				篠田 陽介君	藤野真紀子君	吉田六左エ門君	一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				山口 泰明君	松本 洋平君	三谷 光男君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				丹羽 秀樹君	森本 哲生君	森本 哲生君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				橋本 岳君	吉田六左エ門君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				平口 洋君	三谷 光男君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				安井潤一郎君	永岡 桂子君	永岡 桂子君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				河本 三郎君	飯島 夕雁君	飯島 夕雁君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				市村浩一郎君	川条 志嘉君	川条 志嘉君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				吉良 州司君	木村 隆秀君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				楠田 大藏君	篠田 陽介君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				佐々木隆博君	山口 泰明君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				西村智奈美君	丹羽 秀樹君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				御法川信英君	橋本 岳君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				岩國 充功君	平口 洋君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				岩國 哲人君	安井潤一郎君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				河本 三郎君	河本 三郎君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				鈴木 克昌君	川条 志嘉君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				逢坂 誠二君	木村 隆秀君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				河本 三郎君	西本 勝子君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				鈴木 克昌君	西村智奈美君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				鈴木 充功君	近江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				川内 博史君	猪口 邦子君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				鈴木 克昌君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				中森ふくよ君	猪口 邦子君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				武田 良太君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				棚橋 泰文君	猪口 邦子君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				坂本 哲志君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				武田 良太君	猪口 邦子君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				中森ふくよ君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				武田 良太君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				棚橋 泰文君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				永岡 桂子君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
				桂子君	遠江屋信広君	吉田六左エ門君	一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
							(議案提出)
							一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
							我が国の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
							法人関係税制に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

北京五輪開会式への皇族の出席に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
イランで誘拐された邦人の解放に向けての政府の取組に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中小企業関係税制に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

検察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防继続的評価分析支援事業に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

検察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防继続的評価分析支援事業に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

検察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防继続的評価分析支援事業に関する質問主意書（山井和則君提出）

介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出閣僚等の答弁・説明義務及び「あたご」事故の調査等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出特定検診・保健指導収載に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出「脳切截術」の診療報酬の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「脳切截術」の診療報酬の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金記録問題についての早期に解決をし、最後の一人までチエツクして正しい年金をきちんとお支払いをしま

す」という公約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田嶋要君提出「アーログ停波と地上デジタルサービスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察

府の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問主

意書

平成二十年三月二十五日提出
質問 第二二一號

後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問主意書

意書

提出者 平野 博文

後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問主意書

一、平成二十年四月一日からいわゆる「後期高齢者医療制度」が施行されるが、その呼称、特に「後期」という用語につき、いかなる経緯でそのような呼称に決定したのか、その呼称決定にあたり、パブリックコメントの募集など、当事者である高齢者の方々や社会の受け止め方を調査・反映する何らかの手続きが踏まれているか。また、他の制度においても同様の「前期」「後期」という名で年齢区分が存在するのか。もし存在するのならば、いかなる制度か。

二、「後期」には「次の」という意味があり、「後期高齢者」といった場合、「前期高齢者」の「次の高齢者」という意味にも捉えられ、単に時系列的な区分にとどまらない、ネガティブな印象を与えるおそれがないか。現在わが国で進行している高齢化社会の下で、高齢者が生き生きと生きていける社会の構築が求められるなか、このよ

うな呼称により、七十五歳未満の高齢者と区別することは、現役で活躍される高齢者の意欲をそぐことになり、ひいては高齢者の尊厳を侵すことにならないか。

三、後期高齢者医療制度において、政府は保険料の総額は変化がないと主張しているが、この制度の対象となる高齢者は、七十五歳未満の高齢者と比して、多くの世帯で保険料負担が増加すると試算されている。一方で、高齢者は年をとるに従い医療費支出などが増加することが通常を課すことは、相互扶助を本旨とする保険制度にそぐわないと同時に、現実的には七十五歳以

上の高齢者が年齢を理由として不利に扱われる、いわゆる差別の取扱いとなつてゐるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二二一号

平成二十年四月四日

内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平野博文君提出後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平野博文君提出後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問に対する答弁書

一、について 「後期高齢者医療制度」における「後期」という用語の検討の経過のお尋ねについてであるが、健康新規法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)附則第二条第二項において、政府は、新しい高齢者医療制度の創設等についての具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとされ、これに基づき平成十五年三月二十八日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づく基本方針について」が閣議決定されたが、この中で、高齢者医療制度は、七十五歳以上の後期高齢者と六十五歳以上七十五歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とすることとし、これを軸として検討を更に深めることとされたものであり、高齢者を前期と後期とに区分して制度設計を行うべきとの基

官報(号外)

本的な方向性が打ち出されている。

その後、社会保障審議会医療保険部会における検討、医療制度改革について広く国民的な議論に供するためのたたき台としての「医療制度構造改革試案」の公表等を経て、平成十七年十一月一日に政府・与党医療改革協議会で取りまとめられた「医療制度改革大綱」において、六十歳から七十四歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設し、また、七十歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立した医療制度として後期高齢者医療制度を創設し、それぞれ平成二十年度に実施することとされた。

医療制度改革大綱を踏まえ立案されたものが、平成十八年二月十日に第百六十四回通常国会に提出された「健康保険法等の一部を改正する法律案」であり、同法案において、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)を高齢者の医療の確保に関する法律に改めるとともに、後期高齢者医療制度という章名の下で、この関係規定が設けられ、国会での審議の後、同年六月十四日、同法案が可決・成立したものである。なお、法律案についてはパブリック・コメントの対象とならないため、同法案に係るパブリック・コメントは行っていない。

また、お尋ねの「前期」と「後期」という名で年齢区分を設けている他の制度については、国二について

広辞苑によれば、「前期」という用語の意味

は、「ある期間を二つまたは三つに分けた場合の、最初の時期」とされ、「後期」という用語の意味は、「ある期間を前・後の二つまたは前・中・後の三つに分けた場合の最後の時期」とされており、それぞれ時系列を表す用語である。

また、「前期高齢者」及び「後期高齢者」という用語については、これまででも各種統計、政府の白書、男女共同参画基本計画(平成十二年十二月)等において用いられてきたものであり、一について述べたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律においては、高齢者

十二日閣議決定)等において用いられてきたものであり、一について述べたとおり、高齢者の医療に関する制度のうち、六十五歳以上七十五歳未満の者と七十五歳以上の者についての異なる制度を同じ法案の中で規定し、しかも、保険者間で金銭の納付及び交付が行われたり、保険者から後期高齢者医療制度への金銭の支援が行われたりすることから、それぞれの制度を明確に指示することが不可欠であると考えたため、制度設計の経過も踏まえ、「前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整」及び「後期高齢者医療制度」という用語を端的に用いたものであり、御指摘のような印象を与えること等を意図したものではない。

厚生労働省としては、身近で親しみやすい用語を設けるとともに、関係省庁及び自治体と連携を図りながら、制度の趣旨等についてさらに国民にご理解を深めていただき、ご懸念されるような誤解が生じないよう努めてまいりたい。

三について

後期高齢者医療制度は、今後、増大することが見込まれる高齢者の医療費について、現役世代と高齢者の負担の公平化及び明確化を図りつ

つ、国民全体で支える仕組みとするものであり、後期高齢者医療の被保険者として後期高齢者にも一人一人に応分の保険料を負担していただくこととしているが、その保険料の額については、後期高齢者医療の給付費総額の一割程度としている。さらに、後期高齢者一人当たりの保険料額については、所得等に応じて算定することはとしており、低所得世帯に属する方に対しては軽減措置を講じるなど、過大な負担となるよう配慮している。

また、保険者によつて保険料額の算定方法が異なることや、市区町村によつて医療費の水準に高低があることから、七十五歳未満の高齢者が負担する保険料額と後期高齢者医療の保険料額とを単純に比較することは難しいが、仮に、国民健康保険の保険料(税)との比較をした場合、約八割の市町村が採用している方法で算定した国民健康保険の保険料(税)の保険料(税)率の全国平均を用いて算定した保険料(税)額と、各後期高齢者医療広域連合で設定された後期高齢者医療の保険料率の全国平均を用いて算定した保険料額を比較すれば、基礎年金受給者や平均的な厚生年金受給者においては負担減となる傾向にあると考へている。

御指摘の差別的な取扱いが意味するところは必ずしも明らかではないが、高齢者の医療の確保に関する法律は、その第一条の目的にあるように、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設けることとしており、もとより、年齢を理由として後期高齢者に不利な取扱いをすることを意図している

わけではない。厚生労働省としては、このようないくつかの踏まえた後期高齢者医療制度の構築に努めているところであり、今後とも制度の適切な運用に努めてまいりたい。

平成二十年三月二十五日提出
質問 第一二二二号

北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問主意書
一 「千島歯舞諸島居住者連盟」等、北方領土出身者や元島民で構成され、北方領土返還運動を行う民間団体(以下、「民間団体」という。)があること承知するが、政府は北方領土返還を実現させることで、「民間団体」とどのように連携、協力をしているのか説明されたい。

二 これまでの答弁書によると、「政府方針」は「我が國固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結する」というものであると承知するが、右は言い換えれば、北方四島の一括返還を求めるのではなく、四島の我が国への帰属が認められれば、実際に四島の返還の時期、方法等については柔軟に対応するという意味であると理解して良いか。確認を求める。

三 本年三月二十四日の新聞記事は、「民間団体」の一つであり、国後島の出身者で構成されている「国後島民の会」が同年同月二十三日、北海道根室市内で本年度総会を開き、これまでの同会

の運動方針であつた「四島一括返還要求運動」から「一括」という文言を削除し、「四島返還」とする決議を採択したと報じている。また同記事によると、「国後島民の会」の池田英造会長が「一括返還は現実には難しい。四島について日本の主権が確認できれば、(歯舞、色丹)二島の返還が先でもよい」と話しているとのことだが、右の「国後島民の会」の決議並びに池田会長の見解は、「政府方針」と合致するものか。政府、特に外務省の見解を示されたい。

四 三の新聞記事によると、「千島歯舞諸島居住者連盟」は「四島一括の方針を堅持し、同連盟の小泉敏夫理事長も「連盟としては総会で決議しているので、今後も四島一括は変えない」と話したとのことであるが、右の「千島歯舞諸島居住者連盟」の方針並びに小泉理事長の見解は、「政府方針」と合致するものか。政府、特に外務省の見解を示されたい。

五 戦後六十年以上が過ぎても、北方四島のうち一島も我が国に返ってきていない現状を鑑みる時、「国後島民の会」の今次の決議は、現実的な北方領土問題の解決に向けての一つの考え方であると思料するが、政府、特に外務省はどうの様に考えるか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二二二号
平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還を目的とする民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の団体とは、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図るために事業の共催及び後援並びに同事業への政府関係者の出席等の連携及び協力をを行つてゐる。

二から五までについて

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針(以下「政府の基本的方針」という。)を堅持しつゝ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考え方である。外務省としては、御指摘の団体関係者の見解等は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。

平成二十年三月二十五日提出
質問 第一二二三号

我が国が抱える領土問題についての教育現象における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える領土問題についての教育現象における実際の教育内容と学習指導要領

〔政府答弁書〕(内閣衆質一六九第一八三号)を踏

まえ、以下質問する。

一 我が国が抱えている領土問題(以下、「領土問題」という。)は北方領土問題と竹島問題の二つであるとの認識を政府が示す一方で、実際の教育の現場で使われている教科書(以下、「教科書」という。)には、竹島問題の記述がないものもあることについて、「政府答弁書」で政府は「我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民間的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている学習指導要領に沿つた内容となつており、児童生徒の間に混乱を与え、又は北方領土問題及び竹島問題の双方について問題の解決のため粘り強い努力を行う」との答弁をしている。右

答弁からは、「教科書」に竹島問題の記述がないものと考へる。」との答弁をしている。右の「教科書」に竹島問題の記述がなくても政府が定める学習指導要領(以下、「要領」という。)に反しないということを意味すると理解して良いか。確認を求める。

七 「調査」の結果、これまで「要領」に沿つた教育が行われていない事例が明らかにされたことはあるか。あるのならば、その事例を全て挙げ、明されたい。

六 「調査」はこれまでいつ、どの様にして行われたか、その直近の事例五件につき、具体的に説明される調査(以下、「調査」という。)とはどの様なものか、具体的かつ詳細に説明されたい。

五 「政府答弁書」では、「文部科学省としては、各学校において学習指導要領に沿つた教育が行われているか否かについて、必要に応じて調査を行うなどの適切な方法により把握することとしている。」との答弁がなされているが、右答弁にある調査(以下、「調査」という。)とはどの様

なものか、具体的かつ詳細に説明されたい。

四 「調査」はこれまでいつ、どの様にして行われたか、その直近の事例五件につき、具体的に説明されたい。

三 竹島問題の記述がない教科書で教育を受けた児童、生徒と、竹島問題の記述がある教科書で教育を受けた児童、生徒の間で、竹島問題についての認識、理解度に差は生じないと政府が

考へているのなら、その具体的な根拠を示されたい。例えは竹島問題についての記述がない教科書で教育を受けた児童、生徒は、どこで、どのようにして竹島問題についての知識を得ることが出来るのか。政府、特に外務省と文科省の説明を求める。

い。例えは竹島問題についての記述がない教科書で教育を受けた児童、生徒は、どこで、どのようにして竹島問題についての知識を得ることが出来るのか。政府、特に外務省と文科省の説明を求める。

は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることを明示した上で、同諸島の領有権に関し中国が独自の主張を行つてることを記述したものがある。」との答弁がなされているが、右答弁で言う「教科書」の中の尖閣諸島についての記述内容は、尖閣諸島を巡る領土問題は存在しないとする政府方針に反するものではないのか。

十 「領土問題」を巡る「要領」及び「教科書」の内容

は不備が多く、今までは我が国の児童、生徒の「領土問題」、中でも特に竹島問題についての知識に偏りが生じかねず、更には政府が「領土問題」の解決を目指す上で好ましくないと思料する。この際、政府として「要領」にも竹島問題を明記し、また「教科書」の全てに竹島問題の記述がなされる様、指導すべきではないのか。渡海文科大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣総理大臣 福田 康夫
内閣衆議院議長 河野 洋平 殿
平成二十年四月四日

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する質問に対する答弁書
文部科学省としては、我が国で現在使用され一及び八について

平成二十年四月八日 衆議院会議録第十八号

議長の報告

ている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公私分野の

一部の教科書について、竹島問題に係る記述がないことのみをもつて我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習

指導要領に反することとなるものとは考えていない。

二について

文部科学省としては、我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公私分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国

の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿った内容となつており、北方領土問題及び竹島問題の双方について問題の解決のため粘り強い努力を行うといふ政府の考え方と矛盾する内容とはなつていなかるものと考えている。また、北方領土問題と竹島問題についての政府の取組を単純に比較する

ことは困難であるが、政府としては、北方四島及び竹島は我が国固有の領土であること、また、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、適切に対応しているところである。

三及び四について

文部科学省としては、竹島問題に係る記述のある教科書で教育を受けた児童生徒と竹島問題に係る記述のない教科書で教育を受けた児童生

徒のいすれについても、児童生徒に我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされいる現行の学習指導要領に沿つた指導を受けるという点では違いはないものと考えている。ま

た、小学校及び中学校の社会科の授業において使用することとされている地図帳には、北方領土も竹島も我が国の領土として記載されているところであり、これを参考することにより、竹

島問題に係る記述のない教科書で教育を受けた児童生徒であつても、竹島が我が国の領土であることを知ることができるものと考えている。

五から七までについて

衆議院議員鈴木宗男君提出学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する第三回質問に対する答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一八三号)七について

で述べた調査の態様は一様ではなく、文部科学省の関係部局において、各教育委員会、学校等に対する電話による聴取、文書による照会等により日常的に行われているため、直近の調査例五件や、調査の結果、学習指導要領に沿つた教育が行われていないことが明らかとなつたものすべてについて正確にお答えすることは困難であるが、例えば、文部科学省においては、平成十八年度に各都道府県教育委員会等を通じ、高等学校に対して必履修教科等の履修実態を調査したところ、全国の一部の高等学校において必履修科目を履修させないまま生徒を卒業させていたことが明らかとなり、教育委員会等を通じて、学習指導要領に沿つた適切な教育課程の編成及び実施について各学校に対して指導を行つたところである。

また、文部科学省としては、我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公私分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国

の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつてゐるものと考へておらず、特段の対応を行ふことは考えていない。

十について

文部科学省としては、学習指導要領が学校における教育内容に関する全国的な大綱的基準であることに照らして、本年三月二十八日に告示された中学校学習指導要領において、「我が國の領域をめぐる問題」のすべてを記述することなく、その一例である北方領土問題を例示したところである。

また、文部科学省としては、我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公私分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国

の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつてゐるものと考へており、特段の対応を行ふことは考えていない。

平成二十年三月二十五日提出
質問 第二二四号

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する第三回質問主意書

「前々回答弁書」(内閣衆質一六九第一四二号)と
書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一八六号)を踏まえ、再度質問する。

一 二〇〇五年三月二十四日、当時の角崎利夫在

キルギス日本国大使がアカエフ前キルギス大統領と面会し、会談した(以下、「面会・会談」という。)と承知するが、「面会・会談」を記録した文書は作成されているか。

二 「面会・会談」には、角崎氏とアカエフ氏以外に、日本側とキルギス側で誰が同席していたか全て明らかにされたい。

三 「面会・会談」の際に、一九九九年八月にキルギスで起きた日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件(以下、「日本人誘拐事件」という。)と、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金(以下、「身代金」という。)は話題に出たか。

四 本年一月三十一日、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていた人物により、「身代金」はキルギスの治安当局の人間によつて山分けされていたとの証言(以下、「証言」という。)がなされたことについて、現在外務省は「証言」の議事録(以下、「議事録」という。)の提供をキルギス国会に要請していると承知する。「前回答弁書」によると、「議事録」の提供要請は本年二月一日になされ、現在もまだ提供を受けるに至っていないことであるが、「議事録」の提供が未だなされない理由は何か。

五 キルギス国会が提供を拒否しているからか。五四で、キルギス国会が「議事録」の提供を拒否しているのなら、その理由を外務省は承知しているのか。

六 「前々回答弁書」で触れられている、在キルギス日本大使館(以下、「大使館」という。)により

キルギス共和国議会及び同国外務省に対してなされた、日本政府として身代金を支払ったという事実はない旨の申し入れ(以下、「申し入れ」という。)について、「前回答弁書」では笠井達彦キルギス共和国駐箚臨時代理大使がマドマロフ・キルギス共和国議会議長及びイブライモフ同国外務省次官に対し、御指摘の「申し入れ」を行い、同国側もこれと同様の認識であることが確認された。」との答弁がなされているが、右の「申し入れはいつどこでどの様に行われ、また笠井大使以外に日本側から誰が同席したのか説明されたい。

七 六の答弁にある「同国側もこれと同様の認識であることが確認された」とは、マドマロフ・キルギス共和国議会議長とイブライモフ同国外務省次官が具体的に「身代金」についてどの様な認識を示したことか、詳細に説明されたい。

八 「申し入れ」を記録した文書は作成されているか。

九 「申し入れ」は何回行われているか。

十 今井正現沖縄大使が「日本人誘拐事件」発生当時、当時の鈴木宗男内閣官房副長官に対しても「身代金」の説明をし、決裁を求めたことについて

十一 「身代金」の支払はないと外務省が言うのなら、「殴打」について浦部氏に聞き取り調査を行つた様に、今井氏に対しても電話等の方法で聞き取り調査を行えば済む話ではないのか。

十二 「身代金」について、外務省が今井氏に対し何の確認も行おうとしないことは適切か。高村正彦外務大臣の見解を示されたい。

十三 当方は、「身代金」の説明と決裁の為に今井氏が当方の元を訪ねてきたことをはつきりと記憶しており、当時の経緯を時系列でまとめた文書も有しているところ、十の事実はなかつたのか否か、今井氏に確認を取ることを再度求め

憶にない旨の回答があつた。」と、一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流に同行した加賀美正人現

国際情報統括官組織國際情報官第四担当が、鈴木宗男衆議院議員から殴打されたとされる件(以下、「殴打」という。)につき、当時の浦部和好欧亜局長と鈴木宗男衆議院議員との間で交わされたやり取りについて外務省としてきちんと確認を取り、浦部氏本人の回答についても明らかにする答弁がなされており、なぜ「身代金」についても、右の答弁書と同様に外務省において今井氏本人に対する確認作業が行えないのかと

問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては事情が異なることもあり対応が異なつているものである」との答弁がなされている。では、「身代金」についての今井氏と、「殴打」についての浦部氏とで、それぞれどの様な事情があり、またその事情はどの様に異なると外務省が考へているのか、詳細に説明されたい。

十四 「前々回答弁書」では、「日本人誘拐事件」発生当時、キルギスにおいて設置された対策本部(以下、「対策本部」という。)での支出の詳細について、「御指摘の『対策本部』に要した支出に

ついては、一般に、出張関連費を始めとした様々な経費が考えられるが、当時の支出の詳細等に係る文書の保存期限は経過しており、お尋ねの支出の詳細について確認することはできなかつた。」との答弁がなされているが、右の「対策本部」の支出の詳細等に係る文書(以下、「文書」という。)は外務省のどこに保存されていたのか明らかにされたい。

十五 「前々回答弁書」では、「日本人誘拐事件」発生当時、キルギスにおいて設置された対策本部(以下、「対策本部」という。)での支出の詳細について、「御指摘の『対策本部』に要した支出に

ついては、一般に、出張関連費を始めとした

様々な経費が考えられるが、当時の支出の詳細等に係る文書の保存期限は経過しており、お尋ねの支出の詳細について確認することはできなかつた。」との答弁がなされているが、右の「対策本部」の支出の詳細等に係る文書(以下、「文書」という。)は外務省のどこに保存されていたのか明らかにされたい。

十六 「文書」の保存期間は何年間で、いつからいつまで保存されていたか明らかにされたい。

十七 「文書」の名称は何か明らかにされたい。

十八 「文書」には秘密指定がかけられていたか。

十九 「文書」にはいつからいつまでの「対策本部」における支出等の記録が記載されていたのか明らかにされたい。

二十 「文書」作成の責任者は誰であったのか明らかにされたい。

二十一 「文書」作成の責任者は誰であったのか明らかにされたい。

二十二 「文書」作成の責任者は誰であったのか明ら

かにされたい。

二十三 「文書」作成の責任者は誰であったのか明ら

かにされたい。

二十四 「前回答弁書」で外務省は、「外務省として

は、外交活動及び外交活動についての国民に対

する説明において、誠実でなければならないと

考える。」と答弁しているが、「身代金」につい

て、今井氏本人に確認すら行わない外務省の対

応は、誠実であるか。高村外務大臣の見解を示

されたい。

内閣衆質一六九第二三四号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキ

ルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について
御指摘の文書は作成されている。

二について
御指摘の「面会・会談」には、日本側からは、角崎利夫キルギス共和国駐箚特命全権大使(当時)及び在キルギス日本国大使館職員一名が出席し、キルギス側からは、アカエフ大統領(当時)が出席した。

三について
御指摘の「身代金」は話題に出でていない。
四及び五について
キルギス共和国議会より御指摘の「議事録」の提供がなされていない理由は必ずしも明らかではないが、外務省として、その提供を拒否されたとの事実は確認していない。

六、七及び九について
お尋ねについては、御指摘の者がマドマロフ・キルギス共和国議会議長については平成二十一年二月十九日に御指摘の「申し入れ」を行い、在キルギス日本国大使館職員一名が同席してお

り、イブライモフ・キルギス共和国外務省次官については同月二十一日に御指摘の「申し入れ」を行ひ、先の答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一八六号)十一及び十二についてでお答えしたとおり、キルギス側もこれと

同様の認識であることが確認されたが、外交上の個別のやり取りの詳細等についてお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたままでお答えしたことには困難である。

八について
御指摘の「申し入れ」を記録した文書は作成されている。

九について
外務省としては、平成八年五月二十五日から同月二十七日までの日程で四島交流の枠組みで北方領土を訪問した訪問団に同行した御指摘の外務省職員が殴打されたことについては、主にその者から提出された報告書及び診断書から、

そのような事実があつたと当時判断しており、御指摘の議員と局長(当時)とのやり取りについては、当該報告書及び診断書等からは明らかではなかつたので、同局長に確認したものである。これに對し、先の答弁書(平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一〇号)一及び二について、前回質問主意書でその対象となつた孫崎亨氏、小畠紘一氏、中山恭子氏、河東哲夫氏、楠本祐一氏の五名の歴代公館長(以下、「五名」という。)は「調査」の結果、「潮の舞」の所在についてお尋ねについては、御指摘の者がマドマロフ・キルギス共和国議会議長については平成二十一年二月十九日に御指摘の「申し入れ」を行い、在キルギス日本国大使館職員一名が同席してお

る勅令第百六十五号)第二十二条に規定する書類等の保存期間は、五年とされているが、当時の

支出しの詳細等に係る文書の保存期限は経過しており、お尋ねについてはお答えすることは困難である。

十について
在ウズベキスタン大使館に配置されていた日

平成二十年三月二十六日提出
質問 第二二五号
在ウズベキスタン大使館に配置されていた日
本画が消失した件についての外務省の説明及
び管理責任に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

十一について
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一七五号)を踏
まえ、再度質問する。

十二について
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一七五号)を踏
まえ、再度質問する。

十三について
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一七五号)を踏
まえ、再度質問する。

十四について
外務省として、国会法(昭和二十二年法律第

七十九号)第七十四条に基づく質問に対し誠

實に答弁していると認識している。

十五から二十までについて
例えば、予算決算及び会計令(昭和二十二年

いる。では、「五名」は「調査」の対象に含まれ、「五名」に対する聞き取り調査は行われたのかどうか、右一点を明らかにされたい。

二一で、「調査」が行われたのならば、「五名」に対する聞き取り調査はいつ行われたか。

三同じく「五名」に対して聞き取り調査を行つたのは誰か。

四「潮の舞」の所在がわからなくなり、「調査」を行わざるを得なくなつたことに対し、第一義的に責任を負うのは「五名」の内誰かと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省として引き続

き調査を行つており、「潮の舞」の所在が確認できなくなつた経緯等が特定され、誰が第一義的責任を負うべきかがわかれれば、その者に對して外務省として然るべき処

答弁がなされているが、では「調査」が完了し、「潮の舞」の所在がわからなくなつた経緯等が特定され、誰が第一義的責任を負うべきかがわかれれば、その者に對して外務省として然るべき処

分を下すのか。外務省の見解如何。

五「調査」が終了していらないにしても、「潮の舞」の所在が不明になつたことは確かな事実であつた「五名」は、少なくともその様な事態を招いたことについて責任を負うべきではないのか。高村正彦外務大臣の見解を示されたい。

六「前回答弁書」では「本件に關連する文書は大臣官房において作成されている」と、「調査」により得られた情報等を記録した文書(以下、「文書」という。)を外務省として作成しているとの答弁がなされているが、「文書」の名称は何か明

七 「文書」に秘密指定はかけられているか。いるのならば、どの程度の秘密指定がかけられているのか、そしてなぜ秘密指定がかけられているのか明らかにされたい。

八 「文書」が最初に作成された日にちはいつか。「前回答弁書」では「在ウズベキスタン大使館から大臣官房に対し、隨時、経過報告が行われている」と、「調査」についての報告が「大使館から外務省に對して行われている旨の答弁がなされているが、直近で「大使館」から「調査」についての報告がなされたのはいつか、その具体的日につき、その具体的な内容を明らかにされたい。

九 「前回答弁書」では「在ウズベキスタン大使館から大臣官房に対し、隨時、経過報告が行われている」と、「調査」についての報告が「大使館から外務本省に對して行われている旨の答弁がなされているが、直近で「大使館」から「調査」についての報告がなされたのはいつか、その具体的日につき、その具体的な内容を明らかにされたい。

章」の中に「潮の舞」を含め、例えば「記事」の内容は事実に反する記述を多く含むが、「潮の舞」がなくなつたことは事実であり、現在「調査」を行つてはいるとの文言により、国民に對して説明を行つてはいるが、高村外務大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

十 外務省は二〇〇七年五月二十四日付で外務省HP上に掲載している、「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題の、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事(以下、「記事」という。)の内容は事実ではない旨反論する文章(以下、「文章」という。)に「潮の舞」を含んでいないことについて、「前回答弁書」で「調査」が未だ終了していないことを理由に挙げている。しかし、「潮の舞」について外務省がよく用いる「所在がわからなくなつた」という表現は、「記事」の中にある「消えた」という表現とほぼ同義であり、何より「潮の舞」がどこにいったのかわからなくなつたことは間違いないの事実であるのだから、「調査」の進捗状況云々に關わらず、「文

う。)が、御指摘の歴代公館長等から聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に對して捜査を依頼したことは、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書(平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号)一及び二について等で繰り返し述べたとおりである。

四及び五について

外務省として引き続き調査を行つており、「潮の舞」の所在が確認できなくなつた経緯等が特定されていないため、御指摘の者に対する処分は行つていないことは、先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七五号)二から四までについて述べたとおりである。また、調査完了後に関する仮定の質問にお答えすることは困難である。

回質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

六から八までについて

お尋ねの「調査」に關連する文書については、例えば、平成十五年二月から同年四月までに行つた「潮の舞」に関する聞き取り調査を記した文書が存在する。同文書は、公表しないことを前提として作成されたものであることから、秘密指定がされている。

平成二十年三月二十六日提出
質問 第二二六号

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一六二号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一六九第一一七号)を踏まえ、再度質問する。

お尋ねについては、「潮の舞」の所在が確認できないくなつたため、外務省大臣官房及び在ウズベキスタン日本国大使館(以下「大使館」とい

「潮の舞」の所在に關する有力な情報が得られていないため、断片的な情報をお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることから、個々の報告についてはお答えを差し控えていることについては、先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七五号)一及び二から十までについて等で繰り返し述べたとおりである。

一 「前々回答弁書」では、外務省が保有する全てのワイン(以下、「全てのワイン」という。)を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、それぞれ説明がなされている。その中で、「年月日」については「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」と、「品名」については「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」と「前々回答弁書」にあるが、右で言う「ワインの異動のあった年月日」並びに「異動のあったワインの銘柄」とは、ワインを新しく購入した及びワインを使用して費消した日にも並びに銘柄を指すと理解して良いかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりである。」との答弁がなされている。当方は「ワインの異動」という意味が明らかでなく、それを確かめるべく質問しているところ、右の様な不誠実な答弁ではなく、「異動」が具体的にどの様な意味を指すのか明らかにすることを再度求める。

二 「摘要」について「前々回答弁書」では「ワインの異動の事由である使用目的が記載されている。」とあり、右で言う「ワインの異動の事由である使用目的」には、ワインを使用する場所や会合、更にワインを使用する者の官職氏名を記載することは含まれるかと前回質問主意書で問うたが、「前回答弁書」では「一と同様の答弁がな

され、具体的な説明がなされていないところ、「摘要」が具体的にどの様な意味を指し、具体的にどの様な事項が記載されるのか、詳細な説明を再度求める。

三 「受払状況」について「前々回答弁書」では「ワインの異動の数量及び現在高が記載される。」とあり、右で言う「ワインの異動の数量及び現在高」には、ワインそれぞれの銘柄も明記されているかと問うたが、「前回答弁書」では「同様の答弁がなされ、具体的な説明がなされないところ、「受払状況」にワインそれぞれの銘柄も明記されるのか否か、再度明確な説明を求める。

四 「前回答弁書」で外務省は「物品管理簿においては、購入年度別の管理は行つておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていない」

と答弁しているが、右答弁からすると、外務省においてどのワインをいつ購入したか、そしてそれをいつ使用したかを記録していないことか。

五 四で、そうであるのならば、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」に「全てのワイン」の情報が記載されることに何の意味があるのか。二〇〇一年度から二〇〇五年度までに購入されたワイン二千三百六十六本のうち、どの銘柄のものがどれだけ使用され、どれだけ残っているかという問い合わせられずして、何をもって外務省は「全てのワイン」を適切に管理し

ているのか説明されたい。

六 外務省において新たにワインを購入する際に外務省内においてなされる検討作業や手続き等についての説明を求めたところ、「前回答弁書」

では購入する本数及び銘柄については、価格や質等を考慮して決定している。ワインの購入に係る事務については大臣官房会計課において担つていて。」との答弁がなされているが、現在外務省におけるワイン購入の責任者は、齋木尚子会計課長であると考えてよい。確認を求める。

七 六の答弁にある、ワインの購入が決定されるまでに行われる、ワインの価格や質等についての考慮は、会計課長を中心外務省大臣官房会計課で行われるということか。確認を求める。

八 七の考慮を経て、最終的にワイン購入の決裁を行なうのは外務省におけるどの部局か。またその責任者は誰か。

九 外務省職員が「全てのワイン」を公務に関係のないところで私的に利用した場合を想定して、外務省において何らかの罰則を定めた内規はあるか。

十

「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の詳細な内容をエクセル等のパソコンソフトで電子化することにより、外務省における「全てのワイン」の管理をより簡略化でき、便利さが増すと考えないかと前回質問主意書で高村正彦外務大臣に問うたところ、「前回答弁書」では「適正に書面で作成された物品管理簿等を

改めて電子化する必要があるとは考えていない

ことは先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号)十について等で述べたところである。」との答弁がなされているが、右答弁は高村外務大臣が実際に当方の質問に目を通した上での、高村外務大臣自身による答弁か。

十一 当方が問うているのは、物品管理簿及び物品供用簿のあり方が適正か不適正かということではなく、パソコンソフトで電子化することにより利便性が高まり、外務省における「全てのワイン」の管理がより容易になるのではないか

ということである。これだけ社会の様々な分野でIT化が進んでいる中、外務省が物品管理簿及び物品供用簿の電子化を考えない理由は何か。

十二

二〇〇六年度から二〇〇七年度までに、外務省がどの銘柄のワインを何本購入したのか全て明らかにされたい。

十三

十二のワインの内、どの銘柄のものがどれだけ使用されたのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二二六号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法

に關する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて
先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一から三までについてから六についてまで述べたとおりである。

六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりである。

四及び十三について
物品管理簿においては、購入年度別の管理は行つておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはないことは先の答弁書(平成二十一年三月二十一日内閣衆質一六九第一一六二号)五についてで述べたとおりである。

五について
物品管理法(昭和三十一年法律第二百三十二号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することは、適切に管理・使用していることは先の答弁書(平成二十年二月二十二日内閣衆質一六九第九〇号)三について等で繰り返し述べたとおりである。

六から八までについて
ワインの購入に係る事務については大臣官房において行っている。

九について
一般に、職員に横領等の事実があれば、関連

法令等に従つて適切に対応することとなる。

十及び十一について

適正に書面で作成された物品管理簿等を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一一六二号)七について等で繰り返し

は先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一一六二号)七について等で繰り返し政府として述べたとおりである。

十二について

お尋ねの点を確認するためには、精査を要するため、お答えすることは、困難である。

平成二十年三月二十七日提出

質問 第二二七号

閣僚等の答弁・説明義務及び「あたご」事故の調査等に関する質問主意書

提出者 平野 博文

物管法(昭和三十一年法律第二百三十二号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用していることは先の答弁書(平成二十年二月二十二日内閣衆質一六九第九〇号)三について等で繰り返し述べたとおりである。

六から八までについて
ワインの購入に係る事務については大臣官房において行っている。

九について
一般に、職員に横領等の事実があれば、関連

項目について判断するため、極めて重要なものである。

また国会を通じて行政の情報が開示されることは、主権者である国民が国政を監視し、権利を行使するという民主主義の根幹的な価値を支えると使する側面からも不可欠と言える。

しかるに我が国では、右の「あたご」に係る問題にとどまらず、国会議員が行政情報の資料を要求したり、国会質問で説明を求める際に、法的根拠が必ずしも明らかではない回答拒否が頻繁に行われている。

従つて、次の事項について質問する。

一 国会議員の質問に対する答弁義務

国会議員は政府・閣僚に対し、憲法六十三條及び国会法七十四條以下の規定により、本書のような質問主意書による質問権を有するのではなく、委員会・本会議等においても質問権を有する。さらに、政府ないし閣僚においては、国会議員からこれら質問を受けた場合、これに答弁・説明義務も負う。このことは、政府

平成二十年一月十九日に発生した、海上自衛隊所属護衛艦「あたご」と漁船の衝突事故につき、当該事件発生後、民主党からの資料要求、あるいは国会における質問に対する答弁書(平成二十年二月二十二日内閣衆質一六九第九〇号)三について等で繰り返し述べたとおりである。

六から八までについて
ワインの購入に係る事務については大臣官房において行っている。

九について
一般に、職員に横領等の事実があれば、関連

1 政府は、国会議員が質問主意書により、国会審議に必要と考へる資料を要求する権利を有すると考へるか。また、議員が法的権利を有するか否かとは別に、質問主意書によりこのような要求を受けた場合、政府はどのように対応すべきと考えるか。

2 衆参両議院は、国政に関し調査権を有しておられ、「國政調査権を背景としたものであり、その一環として政府に資料を要求することができる」ことは、当然である。一方、個々の議員からの資料・調査要求は国政調査権の行使そのものではないが、過去の政府見解によれば、「國政調査権を背景としたものであり、一私人としてのそれではない」と考えられ、「国会議員から国会における審議のため必要な資料の要求があつた場合には、政府としてもはこれに可能な限り協力をすべきもの」とされている。この点、現在の内閣の見解としても、政府はこのよう立場に立つものと理解して良いか。

3 資料提出要求の拒否判断の基準

行政各部は、項目二の内閣の方針に従い、原則として議員の資料要求に応じるべき義務を負うと考えるが、この義務にも関わらず資料の提出を拒めるのはいかなる場合か。その原則を示されたい。

4 議院における説明要求に対し、これを拒否する場合の法的根拠

少なくとも国会議員が議院においてする質問に対しては、政府ないし閣僚は、答弁・説明す

り、質問主意書に関しては、単純な資料要求は受理しないものとされている。

二 国会議員の資料要求に対する協力義務

一方、資料要求については、議院の先例により、質問主意書に関しては、単純な資料要求は受理しないものとされている。

国会調査権の発動を筆頭として、国会並びに国會議員が政府・行政機関に対して行う質問や資料要求などは、国会が、政府の活動を監視し国政事務に

る義務を負うことは、項目一で確認した通りである。

しかし現実には、様々な理由を挙げて「答えを差し控える」対応が日常的に行われている。特に、**刑事捜査が行政機関内部に及ぶような場合、行政機関の把握している関連情報について、捜査中であるのであるいは「捜査に影響を与えるおそれがあるので」など言い回しは異なるものの、単に「捜査」の存在を理由として、閣僚が答弁・説明を拒むケースが一般に見受けられる。**

1 答弁・説明義務があるにも関わらず、閣僚が答弁ないし説明を拒否するのは、いかなる根拠に基づいて容認されると解しているか。
その法的根拠を明確に示されたい。

2 1につき、個別の事案により根拠が異なると解釈されている場合は、本書への回答にあたり、その根拠を守秘義務「等」で済ますことなく、体系的に整理して、全ての根拠規定を明示されたい。

3 いかなる根拠に基づくにせよ、「捜査中」や「捜査に影響するおそれ」だけを理由にする單純な答弁では、その答弁を聞く議員も国民も、その答弁拒否が正当なものか判断することができない。

4 にも関わらず、政府がこのようないくつかの対応を行っているのは、およそ捜査が進行中の案件である限り、説明を求める目的や観点に関わらず、行政が情報を開示すること一切が不適切であるため、拒否が正当か否かを論ずる余地はないし解しているのか。あるいは、当該行政機関が当否を判断すれば足り、議員や国民が当否を判断する必要はないと考えてのことか。

いずれもないとするなら、従来の答弁は判断基準を示しておらず、説明として不十分であり、答弁義務を果たしているとは言い難いのではないか。今後是正すべきと考えないか見解を求める。

五 「あたご」の事故についての資料・説明要求に対する政府の拒否事由

「あたご」の事故直後から、防衛大臣はじめ複数の発信者から、散発的に情報発信がなされている。しかしその一方で、事実関係について民主党からの資料要求や、同僚議員からの国会における質問がなされたにも関わらず、例えは当日の当直体制といった単純な事実関係に始まり、大半の情報が「捜査」を理由に開示を拒否された。

1 本件事案について、いかなる法的根拠と判断に基づき、資料要求及び答弁・説明要求を拒否したのか、項目四に対する回答を踏まえ明示されたい。

2 防衛省は、捜査の支障になるとして国会からの説明要求を拒む一方、捜査の完了を待たず、三月二十一日、省としての独自調査結果を公表した。しかしその中には、早期に防衛者が知り得ながら、捜査に支障があ

るとして回答を拒否していた情報が多く含まれている。なぜこれらの情報はこの日まで公開することが許されず、この日に公開しても「捜査に支障」がないこととなつたのか、明らかにされたい。

3 「あたご」乗員の上陸禁止措置は、自殺未遂者が出るまで、事故後一ヶ月以上にわたって継続された。海上自衛隊の上陸禁止措置における従前の慣例は承知していないが、容疑者でもない乗員まで一種の監禁状態に置く期間としては、刑事上の身柄拘束期間も参考にすれば、一ヶ月は異常な長さである。海上保安庁の事情聴取にそれほど日数が必要とは思われるが、なぜ、これほど長く乗員の上陸を禁じる必要があつたのか。

4 事故後しばらくの間、防衛省・海上自衛隊が乗員と接触できず、事実関係の調査もできないとの立場をとったため、結果として、国會での迅速な事実解明にも支障が生じた。

5 海上保安庁は、防衛省側に対し、「あたご」にて報告を聽取したこと、海上保安庁の要請の時系列を明らかにされたい。また当該上陸・接触禁止命令を最初に発令した直接の命令権者は誰か、海上保安庁の要請は誰からなされたのか、併せて明らかにされたい。

1 「あたご」は横須賀回航後も、全乗員の上陸が禁じられたとのことである。当時、あたかも海上保安庁が乗員の上陸禁止及び接触禁止を命じたかのような説明が防衛省からなされていたが、これは不正確な説明ではないか。海上保安庁が、「あたご」全乗員について、逮捕拘留等の身柄拘束を行つた事実は存在するのか。海上自衛隊ないし防衛省が自主的措置として右措置を行つたに過ぎないのでないのか。だとすれば、「接觸しない措置を取つた」に過ぎないものを、なぜ「接觸ができる」と説明したのか、併せて明らかにされたい。

2 自主的措置だとすれば、当該命令の発令と、事故後に「あたご」の航海長を防衛省に呼

との乗員に関して、接触禁止・独自調査自肅等について、いかなる期間及び内容の要請を行つたのか。

6 防衛省は、国會議員あるいは国会の質疑を

官 報 (号 外)

同じ質問や資料要求を受け、行政機関としてこれを「可能な限り尊重すべき」立場にありながら、なぜその義務を遂行しなかつたのか。海上保安庁から何らかの要請があつたとしても、捜査機関からの法的拘束力を伴わない協力要請が、国会からの法律に基づいた要求に優越するのは、いかなる根拠によるものか。

本件において、あえて国会質問を通じた説明要求に基づいた調査を行わなかつた法的根拠と、今回の事案において調査を自肅するこれが合理的とした判断理由を明らかにされたい。

七 防衛機密に関し捜査活動の及ぶ範囲

今回の護衛艦「あたご」の事故に関しては、事件の解明故当時の「あたご」の行動の解明が、事件の解明のまさに根幹部分である。衝突した艦船の当時の行動を把握するために、乗員に対する聴取などと並んで、通常、物的証拠すなわち搭載機器に残された様々な記録の調査は不可欠である。

特に本件では、「あたご」や漁船の行動について関係者の証言が食い違い、また海上自衛隊側からは「海上捜索レーダーの記録システムは作動していなかった」等、航行に関する電子記録が存在しないかのような発言がなされており、艦船の航行に関するあらゆる資料の収集が一層

重要であると言わざるを得ない。

しかし、護衛艦は防衛機密の固まりであり、特に「あたご」は、いわゆるイージスシステム搭載艦であるところ、イージスシステムに関する情報開示を禁じ

[別紙]
衆議院議員平野博文君提出閣僚等の答弁・説明義務及び「あたご」事故の調査等に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第六十三条において、内閣総理大臣その他

他の國務大臣は、議院で答弁又は説明のため出席を求められたときは出席しなければならない

とされており、これは、國会において誠実に答弁する責任を負つてることを前提としている

と認識している。

また、國會法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対し、政府としては、誠実に答弁すべきものと考えている。

二及び三について

「國會議員が質問主意書により、國会審議に必要と考える資料を要求する権利」に関するお尋ねについては、議員の内閣に対する質問に係る國會法第七十四条第一項に規定する議長の承認に関する事項であり、政府としてお答えする立場にはないが、衆議院においては、「議員の質問は、國政に対して内閣に対し問いただすものであるから、資料を求めるための質問主意書は、これを受理しない」との先例があるものと承知している。また、内閣に転送された質問主意書に對しては、政府としては、同法の規定に従い、並びに平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえ、答弁する

こととしており、例えば、質問事項につき調査を行うことが膨大な作業を要する場合に、お答えすることは困難である旨の答弁をしているところである。

國會議員からの國会審議に必要な資料の要求は、議院の國政調査権を背景としたものであり、一私人としてのそれではなく、國会がその機能を發揮する上で重要なものであると認識しており、政府としてはこれに可能な限り協力をすべきものと考えている。しかしながら、要求された事項が、例えば、個人に関する情報に係るものである場合、所管外の事項である場合、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、捜査の具体的な内容にかかる事柄である場合等合理的な理由がある場合には要求に応じないことも許容されるものと考えている。

四の 1 及び 2 について

議院において答弁を求められた事項が、例えば、個人に関する情報に係るものである場合、所管外の事項である場合、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、捜査の具体的な内容にかかる事柄である場合等合理的な理由がある場合には要求に応じないことを許容されるものと考えている。

四の 3 について
捜査機関においては、捜査中の事件に関する情報については、関係者の名前やプライバシー

内閣衆質一六九第二二七号

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平野博文君提出閣僚等の答弁・説明義務及び「あたご」事故の調査等に関する質問に対する答弁書

内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

を保護する必要があるほか、当該情報を開示することにより罪証隠滅を招くなどして捜査・公判への支障が生じるおそれがあることから、基本的にはその開示を差し控えることとしている。

その他の行政機関においても、捜査中の事件

に関する情報の開示については、関係者の名誉やプライバシーへの影響を考慮し、また、捜査への協力の観点から捜査・公判への影響等にも配慮し、慎重に対応しているところであり、今後もそのような方針を変える必要があるとは考えていない。

五の1について

防衛省としては、本件事故に関する情報については、捜査に支障等が生じないよう配慮しつつ、可能な限りその開示に努めているところである。

五の2について

お尋ねの防衛省による公表については、海上自衛隊の艦船事故調査委員会が平成二十年三月

六日から二十日までの間に乗組員への聴取等の調査を行い、防衛省として、その内容の確認、整理等を行った上で、捜査に支障等が生じないと判断したものについて公表したものであり、結果として公表の月日が同月二十一日となつたものである。

六の1から3までについて

お尋ねについて時系列に沿つてお答えする

と、次のとおりである。

平成二十年二月十九日、防衛省において護衛艦「あたご」航海長から本件事故について聞き取りを行った。

平成二十年二月二十一日、防衛省から海上保

安庁に対して、海上自衛隊の艦船事故調査委員会による護衛艦「あたご」乗組員に対する聴取について問い合わせたところ、海上保安庁第三管区海上保安本部横須賀海上保安部長から、「現在、海上保安庁側で捜査中であり、それを優先させる必要がある。支障がなくなつた時点で連絡する。」旨の回答があつた。防衛大臣は、かかる回答を踏まえて、同月二十六日の衆議院安全保障委員会において、「あたご」の乗組員と接觸ができない状態でござります。」との答弁をしたるものである。

また、お尋ねの「上陸・接触禁止命令」が何を意味するのか明らかではないが、上陸許可権者及び休暇承認権者である護衛艦「あたご」艦長は、第六十三護衛隊司令部(当時)等の上級司令部等の指示を仰ぎつつ、捜査に協力するとの立場から、平成二十年二月十九日に横須賀に接岸してから同年三月二十四日までの間、護衛艦「あたご」乗組員に対して、入院等の特段の理由がある場合を除き、上陸の許可又は休暇の承認を与えなかつたところであるが、同月二十五日以降、捜査への影響を考慮しつつも、乗組員の精神的健康を保つこと等を目的として、上陸を

許可し、又は休暇を承認することとした。

なお、海上保安庁が、お尋ねのような身柄拘束を行つたり、このような上陸の制限を要請した事実はない。

六の4及び6について

本件のような事故が発生した場合、防衛省として事故発生直後からその状況を把握するとともに、海上自衛隊の艦船事故調査委員会において事故原因の究明と再発防止を講じるための調査を行うことは必要であると考えており、捜査において強制的処分がなされている場合は格別、捜査が行われている場合にこのようない調査ができない旨を定めた法令の規定があるわけではない。

また、国会議員からの国会審議に必要な資料の要求については、政府としてはこれに可能な限り協力をすべきものと考えており、捜査への協力といった要請がある場合には、その点も踏まえつつ総合的に判断し、適切に対応することとしている。

七について

お尋ねの「防衛機密」が何を指すのか必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、お答えすることを差し控えるが、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)においては、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収することができないこと及び当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができないことが規定されている。

六の5について

これを受け、防衛省としては、事故の一方当事者として捜査に協力することとし、海上自衛隊の艦船事故調査委員会による調査やこれに係る国会議員への資料の提出等に当たつても捜査に支障等が生じないよう配慮すべきものと判断したものである。

平成二十年三月二十七日提出
質問 第二二二八号

「脳切截術」の診療報酬収載に関する再質問主意書

提出者 郡 和子

「脳切截術」の診療報酬収載に関する再質問主意書

平成二十年三月十七日付質問第一二八五号『脳切截術』の診療報酬収載に関する質問主意書に対し、答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一二八五号)が送付された。答弁について疑義があるため以下再質問する。

一 答弁書(内閣衆質一六九第一二八五号)の「一の3について」

「脳切截術」の適応対象は「てんかん等」を「想定している」とのことだが、てんかんにに対して行なわれるのは「K154-2 顕微鏡使用によるてんかん手術」に含まれる側頭葉切除術等であると思われるが、どうか。

二 答弁書(内閣衆質一六九第一二八五号)の「二の3について」

市販されている診療報酬の解説書である『手術式の完全解説』(谷昌尚・寺島裕夫著、医学通信社、2006年、第5版の52頁の「K1

55 脳切截術』の解説には「いわゆるロボトミーである。現在は、ほとんど行なわれていない。【適応疾患】高度の性格異常、統合不全症、強い強迫症状」という記述があるが、厚生労働省は受けているか。受けているとされ

省としては、この記述は誤りであると考えるか。そうであるなら、訂正を求める等、必要な措置をとるべきではないかと考えるが、どうか。

三 答弁書(内閣衆質一六九第一二八五号)の「二の4について」

「脳切截術」の診療報酬収載に対し、日本精神神経学会などの関連学会から、不適切との提案を受けたことはないか。あるとすれば、その提案に対しどのように措置をとったか、明らかにされたい。

四 答弁書(内閣衆質一六九第一二八五号)の「二の3について」「三の3について」

1 診療報酬算定対象の疾患として想定していないということは、厚生労働省として、脳切截術、機能的定位脳手術または脳刺激装置植込術が精神及び行動の障害の治療法として適切な医療と考えないという理解でよいか、明らかにされたい。

2 想定していない適応疾患に対する診療報酬請求があった場合、厚生労働省はどう対応す

るのか、明らかにされたい。

3 算定対象疾患を新たに追加する場合は、どのような条件と手続きが必要か、明らかにされたい。

4 機能的定位脳手術または脳刺激装置植込術について、算定対象疾患として精神及び行動の障害を新たに加えるよう求める提案を厚生労働省は受けているか。受けているとされ

ば、それに対しどう対応しているか、明らかにされたい。

右質問する。

二について

御指摘の書籍における記述は誤りであると考えられることから、厚生労働省としては、当該書籍の出版者に対して速やかにその記述を訂正するよう申し入れたところである。

内閣衆質一六九第二二二八号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員郡和子君提出「脳切截術」の診療報酬収載に関する再質問に対する答弁書

厚生労働省としては、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(世界保健機関が平成二年に策定した疾病等の分類の第十回の修正版(I-C D-10))をいう。(第五章に掲げる精神及び行動の障害を有する患者に対する脳切截術を保険診療として行うことは適切であるとは考えていな

いが、当該脳切截術を含め、医療行為については、保険診療であるか否かにかかわらず、患者を治療する医師が医学的知見に基づき適切に判断し、当該医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものであると考えている。

三について

衆議院議員郡和子君提出「脳切截術」の診療報酬収載に関する再質問に対する答弁書

厚生労働省としては、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(世界保健機関が平成二年に策定した疾病等の分類の第十回の修正版(I-C D-10))をいう。(第五章に掲げる精神及び行動の障害を有する患者に対する脳切截術を保険診療として行うことは適切であるとは考えていな

いが、当該脳切截術を含め、医療行為については、保険診療であるか否かにかかわらず、患者を治療する医師が医学的知見に基づき適切に判断し、当該医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものであると考えてい

る。

厚生労働省としては、お尋ねのようの場合に対し、顕微鏡使用によるてんかん手術は脳における神経路を目視下で分断する手術である。これに対して、顕微鏡使用によるてんかん手術」という。)は、両者とも、てんかんの患者に対して行われる手術であるが、脳切截術は大

四の2について

厚生労働省としては、お尋ねのようの場合については、一般に、審査支払機関において、診療報酬請求の減額査定を行うこととなるものと考えている。

四の3及び4について

厚生労働省としては、御指摘のような場合の手続等については、日本医学会分科会に属する学会等から、医療技術に係る診療報酬に関し、その算定対象としている疾患以外の疾患を算定対象とすることについて御提案があれば、中央社会保険医療協議会において当該医療技術に係る安全性、有効性等についての科学的評価を行い、当該評価を踏まえて当該疾患を当該医療技術に係る診療報酬の算定対象とすることとしているが、これまで、関係学会等から、お尋ねのようないい御提案があつたとは承知していない。

平成二十年三月二十七日提出
質問 第二二九号

特定検診・保健指導の必要性に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

特定検診・保健指導の必要性に関する質問
平成二十年四月に始まる特定検診・保健指導においてメタボリックシンドロームの該当者の減少等を目指すことになつてゐる。メタボリックシンドロームの基準の根拠についても異論が寄せられ、日本内科学会は三月十八日に今後の基準の見直しにも言及している。さらに実施主体の地方自治体からは様々な戸惑いも寄せられている。

従つて、次の事項について質問する。

一 特定検診・保健指導を通じたメタボリックシンドローム該当者の減少が医療費抑制に寄与するとの判断した根拠如何。また減少率十パーセントを達成出来ない自治体に対する後期高齢者医療制度への財政負担を引き上げた理由如何。メタボリックシンドロームと後期高齢者医療制度への相関があるのか見解を求める。また生活習慣病有病者・予備軍の二十五パーセント削減がメタボリックシンドローム対策で達成できる根拠についても見解を求める。

二 平成十七年度の住民検診受診率は全国平均で四十三パーセント余りなのに對し、今回検診実施率六十五パーセントに満たない自治体に対しペナルティーを科すのは問題と考えるが見解如何。また今回六十五パーセントに設定した理由如何。さらに指導対象者に対する保健指導実施率の目標値を四十五パーセントとした理由如何。地方での検診実施や指導実施には都市部に比べ効率等の觀点からもコストがかかると考へるが全国一律の目標値に対する合理的な理由について説明を求める。またこれら検診・保健指導の実施にかかる地方自治体の追加的費用の概算について見解を求める。

右質問する。
内閣衆質一六九第一二二九号

平成二十年四月四日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健

指導の必要性に関する質問に対する答弁書
三 日本国内科学会が「今後新たな疫学研究や臨床研究を踏まえて科学的検討を行う」として現状の診断基準の見直しを示唆している。これによつて現診断基準に対する科学的見地からの疑

念の余地が発生していたと考えるが見解如何。

四 愛知県碧南市では小学四年生にメタボリックシンドローム検診を行うとの報道がある。十歳前後における同検診の効果はどのように担保されているのか、また全国における実施状況についても見解を求める。加えて今後全国的な取り組みへと展開していくのか見解を求める。とりわけ小児における高血圧や高コレステロール血症は遺伝的素因によるものもあり、それゆえ個人では如何ともしがたいものが成人に比して多いと考えるが見解如何。これが児童生徒の新たな差別といじめにつながる可能性を理解しているのか、またその防止策はどのようにとるのか政府の見解を問う。

右質問する。
内閣衆質一六九第一二二九号

平成二十年四月四日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六九第一二二九号

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健

指導の必要性に関する質問に対する答弁書
三 日本国内科学会が「今後新たな疫学研究や臨床研究を踏まえて科学的検討を行う」として現状の診断基準の見直しを示唆している。これによつて現診断基準に対する科学的見地からの疑

念の余地が発生していたと考えるが見解如何。
ローム」という。)とは、内臓脂肪型肥満とともに高血糖、高血圧、脂質異常といった複数の危険要素を有し、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症の危険性が高くなつてゐる状態をいうが、メタボリックシンドロームに着目して実施する特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)は、必要な医療費の抑制を図ることを企図した年法律第八十号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導によるものである。メタボリックシンドロームの発症リスクの低減ではなく、増大する医療費について、生活習慣の改善による糖尿病等の発症リスクの低減など、中長期的な観点からの構造的な効率化により医療費の適正化を図つていくものであり、メタボリックシンドローム該当者の減少は、将来の糖尿病等の患者を減らすものであることを考慮する。また、保険者において設定する特定健康診査等の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導(以下「特定保健指導」という。)の対象者をいう。以下同じ。)の減少率の平成二十四年度時点における達成状況を勘案し、平成二十五年度以降、当該保険者における後期高齢者支援金を十パーセントの範囲内で計算又は減算する仕組みが導入されるが、これは、保険者が生活習慣病対策を推進すれば、虚血性心疾患、脳血管疾患等の重篤な疾病的発症を防ぐことができ、後期高齢者における医療費

の適正化につながると考えられることから、このような保険者の努力を評価し、特定健康診査その具体的な仕組みについては、今後、平成十二年度に予定されている医療費適正化計画の達成状況に関する中間評価及び各保険者における特定健康診査等の実施状況等を踏まえながら、検討していくこととしている。

また、お尋ねのメタボリックシンドロームと後期高齢者医療の相関については、特定健康診査等によりメタボリックシンドロームの該当者・予備群が減少すれば、後期高齢者における医療給付費の適正化が図られ、後期高齢者医療制度の安定的な運営にも寄与するものと考えている。

後期高齢者医療の相関については、特定健康診査等によりメタボリックシンドロームの該当者・予備群が減少すれば、後期高齢者における医療給付費の適正化が図られ、後期高齢者医療制度の安定的な運営にも寄与するものと考えている。

平成二十七年度までにメタボリックシンドロームの該当者・予備群を二十五パーセント削減するとの目標については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」(平成十六年六月四日閣議決定)において推進することとされた健康フロンティア戦略における目標を勘案して、政策目標として設定されたものであり、特定健康診査等の保険者による積極的な実施をはじめ関係者による様々な取組によりこの目標が達成できるよう、保険者等に対する支援に努めてまいりたい。

二について

自治体すなわち国民健康保険の保険者である

市町村における特定健康診査の実施率六十五パーセントとの目標値については、平成十六年の国民生活基礎調査において過去一年間に何らかの健診を受けた者が六十・四パーセントであること等を踏まえ、平成二十四年度における全国目標を七十パーセントとしつつ、市町村は、健康保険組合等被用者保険のように事業主健診をはじめとした保険者と被保険者を結びつける強い関係性を活用した取組を実施することが容易ではないこと等特定健康診査の実施率の向上に向けて困難な要素があることを配慮して設定したものである。お尋ねの健診実施率に満たない自治体に対するペナルティについては、一について述べた通り、他の目標値の達成状況等も勘案し、後期高齢者支援金を加算又は減算することとしており、合理的、効果的な仕組みとなるよう、今後、その具体的内容を検討してまいりたい。

特定保健指導の実施率四十五パーセントとの目標値については、特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及び保健指導による改善率を見込んで、平成二十七年度におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率二十五パーセントとの目標値の達成に必要な実施率として設定したものである。

特定健康診査等の全国一律の目標値の合理性に関するお尋ねについては、都市部に比べ都市部以外は、一般に人件費や物価が低いこと、特

定健康診査等の委託先の増加等により全国的にその費用も均衡化することが見込まれること等から、地域別に目標値を設定することはしなかつたものである。実際の特定健康診査等の費用についても、平成二十年二月時点において、一人当たりの特定健康診査等の実施に係る契約予定単価について全都道府県から受けた報告によれば、都市部以外が高いという傾向は見受けられない。なお、特定健康診査等の目標値につ

いては、保険者によって置かれている状況が異なることから、保険者の種別ごとに設定しているところである。

お尋ねの検診・保健指導の実施にかかる地方自治体の追加的費用については、各市町村における特定健康診査等に要する費用ということであれば、現時点では把握していないが、その費用について、一定の基準に基づき、国及び都道府県から三分の一ずつ負担することとなつていい。

御指摘の小児におけるメタボリックシンドロームの健康診断の効果及び全国における実施状況については、当該健康診断を実施する前提となる日本人の小児のメタボリックシンドロームの診断基準が未だ確立していないことから、お答えできる状況ではない。また、政府においては、現段階では全国的な取組へと展開する考えはない。

小児における高血圧等については、生活習慣のみによらないものもあることは承知しているが、生活習慣に起因するか否かにかかわらず、地方自治体等が独自に児童生徒を対象としてメタボリックシンドロームの健康診断を実施する場合には、実施主体において、御指摘のような児童生徒の差別やいじめにつながることのないよう十分配慮し、個人情報の適切な管理等を含め適切に対応されるべきものと考えている。

する検討会において検討を行った上で決定したものであり、現時点における科学的根拠を十分に踏まえたものであると考えている。

今後、科学的知見の集積等により日本内科学会等八学会の基準の見直しがあった場合には、必要に応じて、特定保健指導の対象者を選定する基準の見直しの必要性を検討してまいりたい。

四について

御指摘の小児におけるメタボリックシンドロームの健康診断の効果及び全国における実施状況については、当該健康診断を実施する前提となる日本人の小児のメタボリックシンドロームの診断基準が未だ確立していないことから、お答えできる状況ではない。また、政府においては、現段階では全国的な取組へと展開する考えはない。

小児における高血圧等については、生活習慣のみによらないものもあることは承知しているが、生活習慣に起因するか否かにかかわらず、地方自治体等が独自に児童生徒を対象としてメタボリックシンドロームの健康診断を実施する場合には、実施主体において、御指摘のようない児童生徒の差別やいじめにつながることのないよう十分配慮し、個人情報の適切な管理等を含め適切に対応されるべきものと考えている。

三について

御指摘に関連して、厚生労働省においては、平成二十年度から医療保険者において実施する特定保健指導の対象者を選定する基準を決定しているが、当該基準は、平成十七年四月に日本内科学会等八学会により発表されたメタボリックシンドロームの診断基準を踏まえ、有識者からなる「標準的な健診・保健指導の在り方に関

平成二十年三月二十七日提出
質問 第二三〇号

年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問主意書

提出者 山井 和則

年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問主意書

- 「早期に解決」の「早期」とは、いつまでに「解決」するということなのか。
- 舛添厚生労働大臣は本年三月二十六日、衆院厚生労働委員会で「今私の責任は、(年金記録)の解明をしていくことだと答弁している。
- 年金記録を「解明」するとは、どのような意味か。

- 名寄せが終わったら「解明」したことになるのか。
- ねんきん特別便を送付したら「解明」したことになるのか。
- 年金記録の持ち主が特定されたら「解明」したことになるのか。
- 年金記録中「解明」したのは何件か。
- 宙に浮いた年金五〇九五万件中「解明」したのは何件か。未「解明」なのは何件なのか。

一 昨年七月五日、当時の安倍総理は、年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で、「この問題(=年金の記録問題)につきましては私の内閣の責任において必ず早期に解決をし、最後の一人までチエックして正しい年金をきちんとお支払いをします」と述べた。また舛添厚生労働大臣も昨年八月二十八日の記者会見で「私も年金選挙でしたから、各地で街頭演説をする時に最後の一人最後の一円まで頑張つてやるということを公約として申し上げました」と述べている。

官報 一 年金記録問題を「解決」するとは、どのような意味か。

- 名寄せが終わったら「解決」したことになるのか。
- ねんきん特別便を送付したら「解決」したことを意味する。

三 内閣衆質一六九第二三〇号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチエックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

- ねんきん特別便を送付したら「解決」したことになるのか。
- 年金記録の持ち主が特定されたら「解明」することになる。
- 年金記録を「解明」するとは、どのような意

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問に対する答弁書

平成二十年三月二十七日提出
質問 第二三一號

アナルゴ停波と地上デジタルサービスに関する質問主意書

提出者 田嶋 要

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年三月十四日内閣衆質一六九第一五〇号)四の②についてでお答えしたとおり、できるだけ早く、一人ひとりの年金記録が点検され、正しく年金が支払われることであると考えている。

アナログ停波と地上デジタルサービスに関する質問主意書

お尋ねの年金記録の解明とは、死亡が判明した者の記録、脱退手当金を給付した記録、基礎年金番号と結び付く可能性がある記録など、その内容を明らかにすることと考えている。

二の5について

本年三月十四日に公表した「未統合記録の全體像」においては、その内容について今後解明を進めることができ必要な記録が約二千九十九万件、氏名等の調査を継続している記録が約六万件あるとしており、お尋ねの件数は、約五千九十五万件からこれらを除いた約三千七十万件である。

一 地上デジタルサービスは、その技術的な特性により、いわゆる「伝送遅延」が三ないし五秒起きるといわれているが、その特性は、国が推進している「緊急地震速報」の普及にとって支障を来たすと考えられる。政府としてはこの問題を

解決するために、具体的にどのような対策を講じる考え方か。

二 地上デジタルサービスを視聴するためには、受信側において、アンテナの問題、集合住宅でのケーブルの問題、新たな電波障害の問題などが解決されることが必要と考えられるが、多くの場合、その解決のためにいわゆる民間と民間

したとおり、「解決」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

とのあいだのコスト負担等に関する話し合いが必要である。仮に、そのような話し合いが合意に至らずして二〇一一年七月二十四日を迎える虞がある場合であっても、国が最終責任を負う立場から、地上デジタルサービスを遅くとも同日から視聴できるよう万全の対策を講じるものと理解してよい。

右質問する。

内閣衆質一六九第一三三一號
平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員田嶋要君提出アノログ停波と地上デジタルサービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田嶋要君提出アノログ停波と地上デジタルサービスに関する質問に対する

答弁書

について

デジタル放送においては、情報圧縮等のデジタル信号処理により一定の遅延が生じることは避けられないことから、情報処理技術の高度化等により、一層の遅延の改善が図られることを期待しているところであるが、政府としては、テレビに限らず様々なメディアの活用により、緊急地震速報の利用を促進してまいりたい。

二について

地上デジタル放送については、二千十一

年七月二十四日までに、アナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとされて

いることから、政府としては、関係当事者間の費用負担等に関する話し合いが促進され、早期の施設改修等が行われるよう、関係団体や地方公

共団体等の協力も得て、周知広報や説明会の開催、相談体制の整備等の取組をしていくこととしている。

平成二十年三月二十七日提出
質問 第二三二一號

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現

職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員田嶋要君提出アノログ停波と地上デジタルサービスに関する質問に対する

答弁書

について

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主意書

一 一本年三月二十四日付と同月二十五日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において裏金づくりが行われていることを訴えている記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されているが、警察庁は「朝日記事」の内容を承知しているか。

二 「朝日記事」によると、仙波氏は一九六七年四月に警察官になり、その六年後に巡査部長の昇任試験に合格して間もなく、偽領収証作成に協力する様上司から求められたことがあり、転勤先でも何度も同様の求めがあったとのことであるが、警察組織において偽領収証が作られているが、またはかつて作っていたという事実はあるか。

三 「朝日記事」の中で仙波氏は「裏金づくりは犯罪。だから、警察幹部は犯罪者、警察は犯罪組織です。二十都道府県の五十力所でこれを言つてきた。でも、(勤務先の警察から)注意されたことは一度もありません。懲戒処分もありません。私は真実を言つてますから」と述べているが、右の仙波氏の発言に対する警察庁の評価如何。

四 三の仙波氏の発言は事実を反映したものか。全国の都道府県警において、偽領収証づくりなど、組織ぐるみで裏金を作成している事例があるかどうか、警察庁として把握しているか。

五 仙波氏は現職の愛媛県警所属の警察官でありながら、同県警における裏金づくりを実名で告発しているが、仙波氏に対して同県警もしくは警察庁より何らかの指導がなされたか、または処分が下されたか。

六 五で、指導または処分がなされたのなら、その事由を明らかにされたい。

七 五で、指導または処分がなされていないのなら、その理由を明らかにされたい。

八 全国の都道府県警における裏金づくりの実態を明らかにすべく、これまで警察庁として何らかの調査をしたことはあるか。

九 八で、あるのならば、その調査結果について説明されたい。

十 八で、ないのならば、その理由を明らかにされたい。

十一 八で、ないのならば、警察庁として今後調査を行う考えはあるか。また、警察庁の上位官庁である国家公安委員会は、然るべき調査を行う様、警察庁を指導する考えはあるか。

十二 警察庁において裏金を作ることは適切か。警察庁の見解如何。

十三 警察庁において裏金は必要か。警察庁の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第一三三一號
平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問に対する

答弁書

について

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主意書

一 一本年三月二十四日付と同月二十五日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において裏金づくりが行われていることを訴えている記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されているが、警察庁は「朝日記事」の内容を承知しているか。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問に対する

答弁書

一について

警察庁としては、御指摘の新聞記事の内容は承知している。

二について

愛媛県警察によると、御指摘の新聞記事の内容を含め、平成十七年一月二十日に行われた仙波敏郎巡査部長による記者会見での申立て(以下単に「申立て」という。)に係る事実について調査した結果、偽領収書の作成依頼の事実は確認されなかつたとのことである。

三について

警察庁においては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に執行手続上の問題等は認められたものの、申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消された事実又は組織ぐるみで不適正に使用された事実は認められなかつたとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかつたところである。

四について

三についてでお答えしたとおり、警察庁においては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に

執行手続上の問題等は認められたものの、申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消され

た事実又は組織ぐるみで不適正に使用された事実は認められなかつたとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかつたところである。

また、警察庁としては、北海道警察等において予算執行について調査した結果、部署によつては組織的に不適正な執行が行われていた事実

があつたと承知しているものの、個人的な利得の事実は認められなかつたと承知している。

五及び六について

愛媛県警察によると、同県警察において、仙波敏郎巡査部長に対し、御指摘の新聞記事に掲載された発言等に関し、懲戒処分等を行つた事実はないとのことである。

また、警察庁において、同人に対し、懲戒処

七について

愛媛県警察によると、御指摘の新聞記事に掲載された仙波敏郎巡査部長による同県警察の会計経理に関する発言等は、直ちに全体の奉仕者

たるにふさわしくない非行等であるとまでは認められず、同人に対し、当該発言等に関して、

なお、同人は、地方公務員である同県警察の職員であることから、警察庁としては、同人に

八から十一までについて

警察庁及び都道府県警察においては、毎年度会計監査を実施しており、警察庁としては、御指摘のような調査を行うことは考えていない。

また、警察庁及び都道府県警察において、毎年度会計監査を実施しており、国家公安委員会としては、警察庁に対して、御指摘のような調査を行うよう指導することは考えていない。

警察庁としては、予算は適正に執行すべきものと考えている。

五、四で、あるのならば、その具体的な事例を全て明らかにされたい。

部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されているが、検察庁は「朝日記事」の内容を承知しているか。

平成二十年三月二十七日提出
質問 第一二三三号

検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 検察庁において調査活動費という名目で調査の際に使用が認められている費用があると承認するが、調査活動費の趣旨について説明されたい。

七 直近十五年の調査活動費の予算額を明らかにされたい。

八 「朝日記事」に「一方、検察の調査費は、九八年度の五億九千七百四十万円をピークに年々削減され、〇七年度は七千五百十一万円になつた。」との記述があるが、調査活動費の予算額が年々削減され、特に二〇〇七年の調査活動費が一九九八年と比較してほぼ八分の一にまで減少しているのはなぜか。

二 調査活動費を使用する際、または使用した後、検察庁においてどの様な決裁手続がとられるのか説明されたい。

三 本年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安

目的、必要性には疑問が生じる」と指摘した。」

と、三井氏の二番の裁判長が判決の際に述べた発言について触れられているが、右裁判長の発言に対する検察庁の見解如何。

十 裏金流用疑惑等、検察庁における調査活動費の使われ方には極めて疑わしいものがあり、国民は大きな不信感を抱いていると思料するが、調査活動費のあり方を見直し、裏金流用について徹底的な調査をする考えはあるか。検察庁の見解如何。

十一 鳩山邦夫法務大臣は、検察庁の上位官庁の長として検察庁に調査活動費の裏金流用について徹底的な調査を行う様命じる考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一六九第一二三三号
平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問に対する答弁書

一 及び九から十一までについて

検察庁の調査活動費は、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費

である。調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

二について

検察庁の調査活動費については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)等の法令に基づき、支出負担行為担当官が支出負担行為をし、支出官が支出の決定及び国庫金振替書の交付を

し、これを受けて出納官吏により取扱責任者に

対して支払がなされ、取扱責任者のその都度の判断により、適切な使途について、最も適當と認められる方法で支出されている。

三について

御指摘の記事については承知している。

四及び五について

御指摘のような事例は承知していない。

六について

御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のようないくつかの「関係」はないと承知している。

七について

検察庁における調査活動費の予算額は、平成六年度は三億五千七百八十三万八千円、平成七年度は三億九千五百八十三万二千円、平成八年度は四億二千七百五十一万三千円、平成九年度は四億九千百十九万二千円、平成十年度は五億五千二百六十万円、平成十一年度は三億二十二万三千円、平成十二年度は二億二千五百八

十五万二千円、平成十三年度は一億五千八百五十七万円、平成十四年度は七千八百六十九万九千円、平成十六年度は七千七百六十一万六千円、

平成十七年度は七千七百四十三万七千円、平成十八年度は七千七百五十三万七千円、平成十九年度は七千五百十一万八千円、平成二十年度は七千五百十一万八千円である。

八について

検察庁における調査活動の方法等の見直しを行つたことによるものである。

八について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、
刑事手続に付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、
の刑事手続に付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律
(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、
の刑事手続に付隨する措置に関する法律の一部改正)

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた

めの刑事手続に付隨する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 民事上の争いについての刑

事訴訟手続における和解(第五条 第八条)」を「第四章 被害者参加弁護士の選定等(第五条 第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第十三条 第十六条)」に、「第五章」を「第六章」に、「第九条 第十四条」を「第十七条」に、「第二十二条」を「第二十二条」に、「第十五条 第十八条」を「第二十三条 第二十六条」に、「第十九条」を「第二十三条 第二十六条」に、「第十七条」を「第二十三条」を「第二十七条 第二十二条」に、「第二十四条」を「第三十二条」に、「第二十五条 第二十六条」を「第三十三条 第三十四条」を「第二十三章 第二十六条」に、「第十七条」を「第二十三章 第二十六条」に、「第十七条」を「第二十九条」を「第三十五条 第三十七条」に改める。

第二十九条中「第四章に規定する」の下に「被害者参加弁護士の選定等、第五章に規定する」を加え、同条を第三十七条とする。

第二十八条第二項中「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条第一項 第二十四条第四項」を「第二十八条第一項 第二十四条第四項」に改め、同条を第三十一条とす。

第二十七条第一項に改め、同条第三項中「第二十条第一項 第二十四条第四項」を「第二十八条第一項 第二十四条第四項」に改め、同条を第三十一条とす。

第六章を第七章とする。

第五章第五節中第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とする。

第二十四条第一項中「第十六条第三項」を「第十条まで」に改め、同条第四項中「第十二条から第二十二条まで」を「第二十八条から第三十条まで」に改め、第五章第四節中同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第二十条第一項」を「第二十八条规定」に改め、第五章第三節中同条を第三十二条とする。

第二十二条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「二十四条第四項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十条第一項中「第九条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「第十条」を「第十八条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第一項中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第二十二条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、第五章第三節中同条を第三十二条とする。

第二十二条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「二十四条第四項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十条第一項中「第九条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「第十条」を「第十八条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第一項中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、「第二十条」を「第二十八条」に改め、第五章第二節中同条を第二十六条とする。

第十四条を第二十二条とする。

第十三条第一項第一号及び第四号中「第九条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第一項中「第五条」を「第十三条」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第五条」を「第十三条规定」に改め、同条を第二十条とする。

人をいう。以下同じ。)であつて、その資力(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。)から、手続への参加を許された刑事

被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額(以下「療養費等の額」という。)を控除した額が基

準額(標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士(被害者参加人の委託を受けて同法第三百六条の三十四から三百六条の三十八までに規定する行為を行ふ弁護士をいう。以下同じ。)の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができ

る。

第六条 日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、

(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)裁判所に通知しなければならない。

3 日本司法支援センターは、前条第一項各号のいづれかに該当することができる。この場合においては、日本司法支援セ

ンターは、次条第一項各号のいづれかに該当することができる。この場合においては、日本司法支援セ

ンターは、裁判所に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、日本司法支援セ

ンターは、次条第一項各号のいづれかに該当することができる。この場合においては、日本司法支援セ

ンターは、裁判所に通知しなければならない。

1 前項の規定による請求は、日本司法支援セ

ンター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条规定する日本司法支援セ

ンターをいう。以下同じ。)を経由してしなければならない。この場合においては、被害者

参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならぬ。

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による指名をするに当たつては、前条第一項の規定による請求をした者の意見を聽かなければならない。

(被害者参加弁護士の選定)

第七条 裁判所は、第五条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のた

びその内訳を申告する書面

二 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

3 日本司法支援センターは、第一項の規定によると請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

4 裁判所に通知されたときは、裁判所に對し、この

面

め被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 請求が不適法であるとき。

二 請求をした者が第五条第一項に規定する者に該当しないとき。

三 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士の選定を取り消された者であるとき。

2 裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。この場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

(被害者参加弁護士の選定の効力)

第八条 裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

2 被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

3 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項の決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

5 前項の規定により被害者参加弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額につ

いては、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第九条 裁判所は、次の各号のいずれかに該定すると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができる。

一 被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百六十条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなつたとき。

二 被害者参加人と被害者参加弁護士との利益が相反する状況にあり被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、被害者参加弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。

四 被害者参加弁護士がその任務に著しく反対したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

五 被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他の被害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることができないとき。

2 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲

げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第七条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(費用の徴収)

第十一条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給された旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

3 費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は、第一項の決定の執行について準用する。

(刑事訴訟法の準用)

第十二条 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びそ

の取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

二 裁判所は、第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

(総合法律支援法の一部改正)

第二条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。)の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

第三十四条第二項第二号中「国選弁護人等」の下に「及び国選被害者参加弁護士」を、「第三十九条第四項」の下に「第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項」を加える。

第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項中「国選弁護人等」の下に「及び国選被害者参加弁護士」を加える。

第三十七条(見出しを含む。)中「国選弁護人等契約弁護士」の下に「及び被害者参加弁護士契約弁護士」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参

加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

第三章第三節第一款中第三十九条の二の次に次の二条を加える。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するものほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

の刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に關し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

2 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条第一項」を「第十四条第二条第一項中「第六条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

理 由

刑事被告事件の手続への参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であつても、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国が被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定するにあたっては、その報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うことについて、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 日本司法支援センターの業務の追加

裁判所は、その資力が基準額に満たない被害者参加人から請求があるときは、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとし、その報酬及び費用については国が負担するものとすること。

3 施行期日

この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、刑事被告事件の手続への参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であつても被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、所要の法整備を行おうと

するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算に、約一千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十年四月四日

法務委員長 下村 博文

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 福田 康夫

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

第五条第一項中「又は第十一項」を「から第十二項まで」に改める。

附則第二項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

三 本案施行に要する経費

この法律は、平成二十年四月一日から施行することとし、期日について修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

二 議案の修正議決理由

戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給することは、時宜に適するものと認めるが、施行期日について修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

国会に提出する。

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十年五月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第三条に次の二項を加える。

12 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各

償還の特別給付金国債を支給しようとするもの

支給法の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

第一項 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日 平成二十年四月一日から施行する。

この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

第一項 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日 平成二十年四月一日から施行する。

この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

第一項 この法律は、公布の日から施行する。

官 報 (号 外)

(防衛省設置法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「平成二十年五月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改める。

一 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十号)附則第二項の表及び第四項

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

附則第六項

三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十号)附則第二項

理由

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

こと。

伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

(平成二十一年五月十六日まで)を五年延長し、平成二十五年五月十六日までとするものとす

平成二十一年四月四日

厚生労働委員長 茂木 敏光
衆議院議長 河野 洋平殿

2 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限(平成二十一年六月三十日まで)を五年延長し、平成二十五年六月三十日までとするものとすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それ

ぞれ五年延長する措置を講じようとしてることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

駐留軍関係離職者等対策として、平成二十一年度一般会計予算の厚生労働省所管に約二億八百

九十二万円及び防衛省所管に約四千七百七十五万円が、それぞれ計上され、漁業離職者対策として、平成二十年度一般会計予算の厚生労働省所管に約十二万円及び国土交通省所管に約二千八百六十九万円が、それぞれ計上されている。

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

(平成二十一年五月十六日まで)を五年延長し、右報告する。

官 報 (号 外)

平成二十年四月八日 衆議院会議録第十八号

第明治二十二年三月三十日
郵便物認可

発行所
二 東京一 県 番 都港五〇 立 虎ノ門四四五 行政 法人四号 國立 二丁目 印 刷 局
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 本体 一一〇円(税)